

政策環境建設常任委員会及び
予算特別委員会政策環境建設分科会
議事次第

令和6年9月26日(木)
午後1時30分～
於：第2委員会室

1 開 会

2 報告事項

3 付託議案及び審査依頼議案(質疑終結まで)

4 閉 会

政策環境建設常任委員会 出席要求理事者名簿
 (令和6年9月府議会定例会)
 (9月26日)

| 【総合政策環境部】 | |
|-------------------------------|---------|
| 総合政策環境部長 | 岡本 孝 樹 |
| 総合政策環境部副部長 (子育て社会推進監付理事兼務) | 石 澤 雄 一 |
| 総合政策環境部技監 | 笠 原 淳 史 |
| 地域政策室長 | 北 村 哲 也 |
| 政策環境総務課長 | 野 村 宗 平 |
| 万博・地域交流課長 | 子 川 貴 司 |
| 大学政策課長 | 河 野 勉 |
| 自然環境保全課長 | 後 藤 幸 宏 |
| 環境管理課長 | 峯 勝 之 |

| 【建設交通部】 | |
|------------------------------|---------|
| 建設交通部長 | 石 井 宏 明 |
| 建設交通部副部長 (監理課長事務取扱) | 白 波 瀬 衛 |
| 建設交通部技監 (土木担当) | 林 龍 夫 |
| 建設交通部技監 (都市・建築住宅担当) | 西 村 祥 一 |
| 建設交通部公営企業管理監 (建設交通部副部長併任) | 曾 和 良 広 |
| 建設交通部理事 (道路政策担当) | 西 岡 久 |
| 建設交通部理事 (交通政策担当) | 八 田 直 哉 |
| 建設交通部理事 (治水政策担当) | 奥 野 真 章 |
| 建設交通部理事 (指導検査課長事務取扱) | 渡 邊 裕 幸 |
| 用地課長 | 辻 川 明 徳 |
| 道路計画課長 | 傍 島 史 宗 |
| 道路建設課長 | 小 松 吉 則 |
| 交通政策課長 | 笹 井 淳 |
| 河川課長 | 南 郷 篤 |
| 都市計画課長 | 桑 場 功 |
| 建築指導課長 | 坂 本 智 生 |
| 住宅課長 | 内 藤 良 辰 |
| 公営企業経営課長 | 西 崎 吏 |

| 【商工労働観光部・建設交通部】 | |
|---------------------|---------|
| 商工労働観光部・建設交通部港湾局副局長 | 秋 田 伸 治 |

(計 28 名)

政策環境建設常任委員会 出席要求理事者名簿
 (令和6年9月府議会定例会)
 (9月27日)

【付託議案(討論・採決)・審査依頼議案(適否確認)】

| 【総合政策環境部】 | |
|-------------------------------|---------|
| 総合政策環境部長 | 岡 本 孝 樹 |
| 総合政策環境部副部長 (子育て社会推進監付理事兼務) | 石 澤 雄 一 |
| 総合政策環境部技監 | 笠 原 淳 史 |
| 地域政策室長 | 北 村 哲 也 |
| 政策環境総務課長 | 野 村 宗 平 |
| 万博・地域交流課長 | 子 川 貴 司 |
| 大学政策課長 | 河 野 勉 |
| 環境管理課長 | 峯 勝 之 |

| 【建設交通部】 | |
|------------------------------|---------|
| 建設交通部長 | 石 井 宏 明 |
| 建設交通部副部長 (監理課長事務取扱) | 白 波 瀬 衛 |
| 建設交通部技監 (土木担当) | 林 龍 夫 |
| 建設交通部技監 (都市・建築住宅担当) | 西 村 祥 一 |
| 建設交通部公営企業管理監 (建設交通部副部長併任) | 曾 和 良 広 |
| 建設交通部理事 (道路政策担当) | 西 岡 久 |
| 建設交通部理事 (治水政策担当) | 奥 野 真 章 |
| 建設交通部理事 (指導検査課長事務取扱) | 渡 邊 裕 幸 |
| 道路計画課長 | 傍 島 史 宗 |
| 道路建設課長 | 小 松 吉 則 |
| 河川課長 | 南 郷 篤 |
| 建築指導課長 | 坂 本 智 生 |

| 【商工労働観光部・建設交通部】 | |
|---------------------|---------|
| 商工労働観光部・建設交通部港湾局副局長 | 秋 田 伸 治 |

(計 21 名)

政策環境建設常任委員会 出席要求理事者名簿
 (令和6年9月府議会定例会)
 (9月27日)

【所管事項（建設交通部、商工労働観光部・建設交通部）】

| 【建設交通部】 | |
|------------------------------|---------|
| 建設交通部長 | 石井 宏 明 |
| 建設交通部副部長 (監理課長事務取扱) | 白波瀬 衛 |
| 建設交通部技監 (土木担当) | 林 龍 夫 |
| 建設交通部技監 (都市・建築住宅担当) | 西 村 祥 一 |
| 建設交通部公営企業管理監 (建設交通部副部長併任) | 曾 和 良 広 |
| 建設交通部理事 (道路政策担当) | 西 岡 久 |
| 建設交通部理事 (交通政策担当) | 八 田 直 哉 |
| 建設交通部理事 (治水政策担当) | 奥 野 真 章 |
| 建設交通部理事 (指導検査課長事務取扱) | 渡 邊 裕 幸 |
| 監理課参事 | 村 上 哲 司 |
| 用地課長 | 辻 川 明 徳 |
| 道路計画課長 | 傍 島 史 宗 |
| 道路建設課長 | 小 松 吉 則 |
| 道路管理課長 | 中 坊 傳 |
| 交通政策課長 | 笹 井 淳 |
| 河川課長 | 南 郷 篤 |
| 砂防課長 | 柳 原 健 二 |
| 都市計画課長 | 桑 場 功 |
| 建築指導課長 | 坂 本 智 生 |
| 住宅課長 | 内 藤 良 辰 |
| 営繕課長 | 山 崎 眞 治 |
| 公営企業経営課長 | 西 崎 吏 |
| 水道政策課長 | 碓 正 登 |
| 下水道政策課長 | 工 藤 真 |

| 【商工労働観光部・建設交通部】 | |
|---------------------|---------|
| 商工労働観光部・建設交通部港湾局副局長 | 秋 田 伸 治 |

(計 25 名)

政策環境建設常任委員会 出席要求理事者名簿
 (令和6年9月府議会定例会)
 (9月30日)

| 【総合政策環境部】 | |
|-------------------------------|-----------|
| 総合政策環境部長 | 岡 本 孝 樹 |
| 総合政策環境部子育て社会推進監 (総合政策室長兼務) | 坂 野 修 一 |
| 総合政策環境部副部長 (子育て社会推進監付理事兼務) | 石 澤 雄 一 |
| 総合政策環境部副部長 | 西 村 敏 弘 |
| 総合政策環境部技監 | 笠 原 淳 史 |
| 総合政策環境部理事 (企画統計課長事務取扱) | 小 谷 義 明 |
| 総合政策環境部企画参事 | 島 津 大 |
| 総合政策室企画参事 | 宮 田 聖 徳 |
| 総合政策室企画参事 | 三 嶋 孝 佳 |
| 総合政策室企画参事 | 池 永 昭 二 |
| 地域政策室長 | 北 村 哲 也 |
| 地域政策室企画参事 (北部担当) | 古 田 良 明 |
| 地域政策室企画参事 (中部担当) | 万 所 ル ミ |
| 地域政策室企画参事 (南部担当) | 吉 田 宏 則 |
| 政策環境総務課長 | 野 村 宗 平 |
| 万博・地域交流課長 | 子 川 貴 司 |
| 情報政策課長 | 青 木 耕 一 郎 |
| デジタル政策推進課長 | 清 水 直 喜 |
| 大学政策課長 | 河 野 勉 |
| 脱炭素社会推進課長 | 中 埜 博 之 |
| 循環型社会推進課長 | 水 落 高 明 |
| 自然環境保全課長 | 後 藤 幸 宏 |
| 環境管理課長 | 峯 勝 之 |

(計 23 名)

令和6年9月府議会定例会 政策環境建設常任委員会 報告事項

(総合政策環境部)

- 京都府立大学の系属校の設置について
- 府民利用施設のあり方検証結果報告について
- 総合政策環境部所管施設における指定管理者の選定について

(建設交通部)

- 京都府国土利用計画・土地利用基本計画（仮称）の策定について（中間案）
- けいはんな学研都市（京都府域）地域公共交通計画（仮称）の策定について
- 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う規制区域の指定等について
- 建設交通部所管施設における指定管理者の選定について
- 京都府営水道の供給料金等に関する条例の一部改正について

令和6年9月京都府議会定例会

政策環境建設常任委員会 報告事項

総合政策環境部

- ・ 京都府立大学の系属校の設置について
- ・ 府民利用施設のあり方検証結果報告について
- ・ 総合政策環境部所管施設における指定管理者の選定について

令和 6 年 9 月
総合政策環境部
教育委員会

令和 4 年 1 月に京都府立大学が公表した『「新生・京都府立大学」改革プラン』及び令和 5 年 12 月に京都府教育委員会が策定した「魅力ある府立高校づくり推進基本計画」に基づく具体的な改革として、京都府立大学の「附属高校」に相当する系属高校を設置する。

1 対象校及び京都府立大学における連携学部

| 対象校 | 大学における連携学部（学科） |
|-------|-----------------|
| 農芸高校 | 農学食科学部（農学生命科学科） |
| 北桑田高校 | 環境科学部（森林科学科） |

2 設置の趣旨

農林業系専門分野の教育内容の充実のため、農業・林業の中核校 2 校を京都府立大学の系属校と位置付け、高校・大学間の高度な連携による質の高い学びを実現する。

現在実施している高大連携を進め、高校と大学が保有する資源を相互に活用することに加え、教育内容の魅力向上により、知識と実践力の経験値を高め、京都府の農林業及び関連産業の振興に資する人材を育成する。

3 高校の設置者

京都府

※京都府公立大学法人が設置者である京都府立大学とは、設置者が異なるため、「附属校」ではなく、高校と大学が連携関係を持つ学校として「系属校」に位置付け

4 設置時期

令和 8 年 4 月

※令和 8 年 4 月高校入学者の募集定員については、令和 7 年 9 月頃公表予定

5 目指す効果

- ・研究室訪問や大学教員による講義などの専門的な学びの充実
- ・高校生、大学生が双方の施設を活用した教育機会の充実
- ・大学との連携を通じた高校教員の資質能力の向上
- ・高校生と大学生との共同研究による学修意欲の向上

6 系属校から府立大学への進学

- (1) 府立大学の連携学科の入試において「系属校枠（仮称）」を新設
 - ・令和 9 年度入試（現高 1 が対象）より、連携学科入学定員の約 1 割（4～5 名）にあたる系属校枠（仮称）を設定
- (2) 学力試験を実施し、連携学科毎に系属校枠（仮称）の範囲内で合格者を決定
 - ・選抜方法については令和 6 年度中に公表予定

7 今後の予定

| | |
|---------|---|
| 令和6年10月 | 10月定例教育委員会で系属校の設置について報告 京都府立大学と京都府教育委員会による協定調印式の実施 |
| 令和7年9月頃 | 両高校に係る令和8年4月入学者募集定員を公表 |
| 令和8年4月～ | 両高校を府立大学の系属校化 |
| 令和9年4月 | 系属校枠（仮称）による府立大学入学（現高1） |

【参考】

○「新生・京都府立大学」改革プラン（府立大学・令和4年1月）

8 高大連携と地域貢献の強化に向けた府内高校等の附属化

（前略）少子化により18歳人口が減少する中、高大連携は様々な手段で早い段階から高校現場に大学の情報を提供できる貴重な機会となり、高校生向けの広報・PRの観点からも有効と考えられる。公立大学として求められる地域貢献の一環としても、高大連携を通じて地域に対し専門教育の門戸を開いていくことは極めて重要である。

本学としても、高校との関係を、入学試験という「点」だけのつながりから、相互の連携という「線」のつながりへと広げ、「大学の知」を生かした教育プログラムを提供するなど、大学教育を提供する機会の拡大を図っていくこととする。その際、学修成果を入学者選抜や大学での単位認定にも反映させる仕組みも検討する。

連携対象校としては、農林業系など特色ある専門分野をもつ府立高校をはじめ、スーパーサイエンスハイスクール等に指定された高校などとの高大連携プログラムを通じて、社会から求められている理工系人材の育成に貢献していくことも考えられる。

このように高大連携を進めた先に、附属高校化の検討も進めていく。

○ 魅力ある府立高校づくり推進基本計画（府教育委員会・令和5年12月）

第2章 今後の府立高校の在り方

1 全日制課程の魅力化と配置等の在り方

(3) 京都府立大学との連携強化

【基本方針】

農林業系専門分野（「農」「林」「食」）の教育内容を充実させるため、中核校を府立大学附属高校とし、大学との相互連携を強化した上で、他校へその成果を波及させる。

府民利用施設のあり方検証結果報告について

令和6年9月
総務部
総合政策環境部

府民利用施設のあり方について、外部有識者からなる「府民サービス等改革検討委員会」において意見を聴取するとともに、下記のとおり検証結果をとりまとめましたので、御報告いたします。

記

1 趣旨

社会経済情勢が変化する中、これまで以上に府民満足を高め、多様で質の高い、利用者により魅力あるサービスを提供していくために、府民利用施設のあり方について今日的な検証を行うもの

2 対象施設

令和6年度に指定管理者の選定替えを行う施設 1施設

3 検証結果の概要

| 区分 | 施設数 | 施設名 |
|----|-----|------------------|
| 継続 | 1 | 京都府立丹後海と星の見える丘公園 |

⇒ 各施設の検証結果は、1～2頁のとおり

<参考> 府民サービス等改革検討委員会 委員名簿

| 氏名 | 職業等 |
|--------|-----------------------------|
| 石原 俊彦 | 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教授 ※委員長 |
| 奥野 美奈子 | 株式会社京都フィナンシャルグループ 取締役 |
| 辻本 尚子 | (株)みやこ不動産鑑定所 代表取締役 |
| 鳥居 聡 | (株)スターナビゲーション・アソシエイツ 代表取締役 |
| 山本 晶子 | 武庫川女子大学共通教育部 教授 |

(五十音順、敬称略)

府民利用施設のあり方検証結果

1 当面継続が妥当な施設（1施設）

●京都府立丹後海と星の見える丘公園（指定管理者）

| | |
|------------------------|---|
| <p>前回検証結果</p> | <p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SDGsに関する発信や観光資源との連携等、施設の存在や設置意義をアピールするための取組を行い、認知度の向上を図ること。 ・引き続き、利用者数の拡大に向けた自主事業の実施等、利用促進の取組を行うこと。 |
| <p>対応・改善策 実施状況</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・新たに作成した団体向けの利用案内に、公園の運営を通して、「SDGs」の達成に向けて取り組む旨を盛り込んだ。また、営業活動も積極的にを行い、京都府南部の学校等へ認知度・利用率向上に努めた。 ・体験プログラムについては、海ゴミをはじめとした環境問題に関する講義をオンラインで展開し、SDGsについて考える機会を提供。 ・また、宿泊においても、旬のものや地のものにこだわった身体に優しい料理や、地域の方から譲り受けた古道具をリメイクした本棚など、公園の運営の中での「SDGs」を意識しているとともに、来園者への気付きを促している。 ・京都教育大学の学生と周辺マップを作成し、観光資源であるジオパークの紹介及びSDGsの理解促進を目的としてポスター掲示とホームページの作成を行った。 ・コロナ禍をきっかけに、個人が年間を通じて利用でき、大人も楽しむことを提案する「けとはれのあわい」をブランディングした。 |
| <p>取組の結果</p> | <p>◇宿泊のブランディングにより、これまで利用の少なかった若年層の女子グループや一人旅などの利用が少しずつ見られるようになってきた。</p> |
| <p>なお残る課題・ 問題点</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆ポストコロナを踏まえ、家族・個人向けの宿泊に力を入れた結果、利用料金収入はコロナ前程度に回復しているが、目標値までは達していない。 ◆宿泊施設の南丹・中丹管内の利用者組数が少ない。 ◆学校向けの公園であるイメージや、宿泊施設があることを知らない人が多いことが考えられるため、引き続き施設PRをしていく必要がある。 |

| | |
|--|--|
| <p>府民サービス等 改革検討委員会 による改善意見 等</p> | <p>□指定管理者による運営は工夫が見られ、環境先進地京都の学習施設として、また京都府北部の広域公園としての役割を果たしている。</p> <p>□今後一層の利用促進を進め、施設の有効性と効率性を高めてゆくためには、地元自治体との積極的な連携をすべき。</p> <p>□知名度の向上のための広報の拡充及び外国人を含め府民以外の利用者を増やすための更なる工夫を期待する。</p> <p>□団体利用として、小中学校の学年単位より規模の小さい学童保育や大学ゼミ、企業研修のレクリエーション利用などを想定した広報活動も必要と考える。</p> |
| <p>京都府の検証結果及び対応方向</p> | <p>継続</p> <p><改善方策></p> <p>◎外国人観光客を含め府民以外の利用向上も図りながら、認知度の向上を促進すること。</p> <p>◎施設の有効性と効率性を高めていくために、地元自治体と積極的な連携を進めること。</p> <hr/> <p><今後の対応></p> <p>○これまで以上に府民利用を促進するとともに、府外を含めた利用者に向けた情報発信等を積極的に行う。</p> <p>○施設規模に合う利用者（大学ゼミ、企業研修など）への積極的な広報活動を行う。</p> <p>○地元自治体と連携し、地域の交流拠点としての利活用を図る。</p> |

総合政策環境部所管施設における指定管理者の選定について

令和6年9月
総合政策環境部

■ 公募する施設

| 施設名 | 指定期間 |
|----------------------------|---|
| 1 行政財産 京都府立丹後海と星の見える丘公園 | 令和7年4月1日 から 令和12年3月31日 まで（5年間） |

- 募集期間
令和6年10月1日（火）から令和6年11月15日（金）まで
- 選定及び指定の方法
提出された応募書類をもとに指定管理者等選定審査会で審査を行い、指定管理者の候補者を知事が選定の上、府議会の議決を経て指定する。

令和6年9月京都府議会定例会

政策環境建設常任委員会 報告事項

建設交通部

- ・ 京都府国土利用計画・土地利用基本計画（仮称）の策定について
（中間案）
- ・ けいはんな学研都市（京都府域）地域公共交通計画（仮称）の策定
について
- ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う規制区域の指定等
について
- ・ 建設交通部所管施設における指定管理者の選定について
- ・ 京都府営水道の供給料金等に関する条例の一部改正について

京都府国土利用計画・土地利用基本計画（仮称）の策定について

令和6年9月
建設交通部

1 策定(中間案)概要

(1) 策定の方向性

- ・深刻化する少子高齢化及び人口減少、これらに伴う地域社会の衰退に対応する計画とし、全国計画の内容を基本とする。
- ・京都府国土利用計画と京都府土地利用基本計画を一本化。両計画で記載内容が重複する部分を整理する等して、府民や市町村等にわかりやすい、京都府の土地に係る総合的な計画とする。
- ・令和5年4月にスタートした「京都府総合計画」の目標である「あたたかい京都づくり」を土地利用の観点から実現するための計画とする。

(2) 計画期間 目標年次 令和15年(基準年次 令和2年)

(3) 中間案における主な変更箇所

| 意見 | 追記等した記載内容 |
|--|--|
| 太陽光発電について、環境保全と産業振興の対立する関係をどうするかという観点を踏まえて記載をしていただきたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備の設置等の課題 (P6-7) ・太陽光発電設備の設置と周辺環境との調和 (P11) ・太陽光発電設備の大量廃棄に向けた検討の促進 (P12) ・太陽光発電に係る森林開発行為の許可基準 (P12) |
| 人中心の都市空間づくりについてや全体的な土地利用の観点を記述していただきたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・多様な人々が集い、交流できる空間づくり (P8) ・歩行空間の整備や交通安全対策 (P13) ・ユニバーサルデザインに基づいた歩道の整備 (P13) |
| 流域治水の考え方をもう少し入れるべきではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる、都市の防災に関する機能の確保を図るための指針の作成 (P10) |
| 府民が自然、公園等のグリーンインフラのようなものを楽しめるような記述もあるとよい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路や学校等の公共公益施設の緑化 ・みどり豊かなうるおいのある都市景観の形成 ・みどり等を生かした災害に強い街づくり (P10) |
| 危険な地域に従前から住んでいる方への援助策のようなものが盛り込めないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転に対する一部費用の支援 ・土砂災害特別警戒区域等における「水害等避難行動タイムライン」作成の支援 (P10) |
| 交通基盤の整備のための土地利用・管理については、道路に限定せず他の交通体系について記述できないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・北陸新幹線やリニア中央新幹線による、京都と全国の拠点都市が新たな国土軸で結ばれることへの期待 (P15) |

※審議会委員意見や府内市町村の意見を反映

(4) 計画の概要

①土地利用の基本方針

| |
|--|
| (ア) 地域全体の利益を実現する最適な土地利用・管理 |
| (イ) 災害リスクを踏まえた安心・安全を実現する土地利用・管理 |
| (ウ) 環境と共生した社会づくりのための土地利用・管理 |
| (エ) 子育てしやすいまちづくり実現のための土地利用・管理(新規) |
| (オ) 京都産業の創出・成長・発展に向けた土地利用・管理(新規) |
| (カ) 文化観光の持続的な発展に向けた土地利用・管理 |
| (キ) 交通基盤の整備のための土地利用・管理 |
| (ク) デジタル技術を活用した先進的な土地利用・管理 |
| (ケ) 多様な主体の参加・協力による活力ある地域づくりのための土地利用・管理 |

主な記載内容

- ・子どもや子育て世代の交流の場づくり、地域コミュニティの維持などに対する取組の推進
- ・ICT等を活用した府内のどこからでも特別講座を受けられる教育環境の整備
- ・企業の立地に対する重点的な支援等を行う「子育てにやさしい企業団地」(P12-13)

- ・「産業創造リーディングゾーン」によるオープンイノベーション、京都産業の持続的発展
- ・商店街を活用した地域コミュニティの確保
- ・地域の持続性確保に繋がる土地利用転換
- ・地域の合意形成に基づく積極的な土地利用の最適化 (P13)

②地域別（府内5地域）の現状と課題等及び土地利用の基本方向

| | |
|-----|---|
| 丹 後 | ・地域産業を支える基盤整備を進めていくため、海の京都観光圏の観光ルートの形成など流通の強化を図る。 |
| 中 丹 | ・福知山公立大学等と連携し、地域の担い手となる学生と地域の企業との交流の場を設定し、人材確保を図る。 |
| 南 丹 | ・地域の豊かな自然も生かした日本有数のスポーツ健康エリアとしての基盤を活かし、スポーツ&ウェルネスの産学公実証を核にした地域の実現を図る。 |
| 京都市 | ・市民生活と観光との調和を最重要視し、一部地域における過度な混雑の防止など、観光の質の向上を図る。 |
| 山 城 | ・新名神高速道路の全線開通などによって飛躍的に高まる地域のポテンシャルを生かした更なる地域の発展を図る。 |

③利用区分別の土地利用の基本方向

農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、住宅地、工業用地、その他の宅地及びその他に区分し、各区分の土地利用の基本方向について記載

④土地の利用目的に応じた土地の区分ごとの規模の目標

(単位：km²)

| 利用区分 | R2 | R15 | 増減理由 |
|-------------|-------|-------|---|
| 農地(田・畑) | 298 | 296 | 農用地区域からの除外や荒廃農地の発生を見込み減少 |
| 森林(国有林・民有林) | 3,413 | 3,413 | 森林は、土地保全や水源かん養など重要な役割を果たしており、今後も適切に管理していく必要があるため、現状維持 |
| 原野等(旧採草等) | 2 | 2 | 今後の開発等による増減の見込みが低いため現状維持 |
| 水面・河川・水路等 | 143 | 143 | 今後の整備等による増減の見込みが低いため現状維持 |
| 道路(林道・農道含む) | 158 | 166 | 現在計画されている事業等を踏まえ増加 |
| 住宅地 | 165 | 169 | 府内の世帯数の増加を想定し増加 |
| 工業用地 | 18 | 21 | 府内に開発予定の工業用地があるため増加 |
| その他の宅地 | 75 | 75 | 土地利用の効率化、高度化を図る方針を踏まえ現状維持 |
| その他 | 340 | 327 | - |
| 合計 | 4,612 | 4,612 | - |

⑤規模の目標達成のために必要な措置の概要

(1)土地利用関連法制等の適切な運用 (2)土地の有効利用・転換の適正化 (3)土地の保全と安全性の確保 (4)自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保 (5)持続可能な土地管理 (6)多様な主体による土地管理の推進 (7)土地に関する調査の推進 (8)近隣府県等との連携 (9)計画の効果的な推進 について記載

⑥土地利用の調整等

| | |
|--------|---|
| 都市地域 | 一体の都市として開発し、整備・保全する必要がある地域 |
| 農業地域 | 農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域 |
| 森林地域 | 森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する多面的機能の維持・増進を図る必要がある地域 |
| 自然公園地域 | 優れた自然の風景地で、保護及び利用の増進を図る必要がある地域 |
| 自然保全地域 | 良好な自然環境を形成している地域で、自然環境の保全を図る必要がある地域 |

※これらの地域区分が重複した場合の調整指導方針についても記載

2 今後のスケジュール

令和6年 9月議会 中間案報告 (常任委員会報告後、パブコメ実施)
 12月議会 最終案報告
 令和7年 計画策定 (公示)

京都府
国土利用計画・土地利用
基本計画
(中間案)

令和6年9月
京都府

まえがき

京都府国土利用計画・土地利用基本計画（以下「本計画」という。）は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下「法」という。）の規定に基づき、京都府の区域における土地（以下「土地」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものであり、土地利用に関する指針となるものであるとともに、府内の土地取引の規制、土地利用の規制、遊休土地に関する措置等を実施するため及び国土利用計画（市町村計画）を定めるための基本となる計画である。

京都府では従来、法に基づく国土利用計画（都道府県計画）と土地利用基本計画の二つの計画を策定してきたが、土地利用の基本方針から具体的な土地の地域区分に至るまでの考え方を一連のものとして記載することで、よりわかりやすい計画とするため、今回、両計画を一本化して策定することとした。

本計画は、令和5年（2023年）7月に、国土利用計画（全国計画）が策定されたことを受け、「京都府総合計画」（以下「総合計画」という。）をはじめ、京都府における他の計画との整合を図るとともに、令和15年（2033年）を目標年次に、令和2年（2020年）を基準年次として策定している。

また、本計画は、土地に関する個別の規制法（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

なお、個別規制法による地域・区域を変更しようとする場合（新規指定及び廃止をしようとする場合を含む。）は、原則としてあらかじめ本計画を変更し、個別規制法による地域・区域と、当該地域・区域に対応する本計画の地域区分がかい離しないよう運用するとともに、今後の土地利用をめぐる社会経済情勢の変化に応じ、本計画について適宜見直しを行うものとする。

目 次

はじめに

1 土地の利用に関する基本構想

(1) 土地利用の基本方針

ア 土地利用をめぐる基本的条件の変化と課題

- (ア) 人口減少・高齢化等を背景とした土地の管理水準の悪化と地域社会の衰退
- (イ) 大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応
- (ウ) 自然環境の保全・創出と環境共生に向けた対応

イ 土地利用の基本方針

- (ア) 地域全体の利益を実現する最適な土地利用・管理
- (イ) 災害リスクを踏まえた安心・安全を実現する土地利用・管理
- (ウ) 環境と共生した社会づくりのための土地利用・管理
- (エ) 子育てしやすいまちづくり実現のための土地利用・管理
- (オ) 京都産業の創出・成長・発展に向けた土地利用・管理
- (カ) 文化観光の持続的な発展に向けた土地利用・管理
- (キ) 交通基盤の整備のための土地利用・管理
- (ク) デジタル技術を活用した先進的な土地利用・管理
- (ケ) 多様な主体の参加・協力による活力ある地域づくりのための土地利用・管理

(2) 地域別の概要及び土地利用の基本方向

ア 丹後地域

イ 中丹地域

ウ 南丹地域

エ 京都市域

オ 山城地域

(3) 利用区分別の土地利用の基本方向

ア 農地

イ 森林

ウ 原野等

エ 水面・河川・水路

オ 道路

カ 住宅地

キ 工業用地

ク その他の宅地

- ケ その他（公用・公共用施設の用地、低未利用土地等）
- コ 沿岸域

2 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

- (1) 土地利用関連法制等の適切な運用
- (2) 土地の有効利用・転換の適正化
- (3) 国土の保全と安全性の確保
- (4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保
- (5) 持続可能な国土管理
- (6) 多様な主体による国土利用・管理の推進
- (7) 土地に関する調査の推進
- (8) 近隣府県等との連携
- (9) 計画の効果的な推進

4 土地利用の調整等

(1) 土地利用の原則

- ア 都市地域
- イ 農業地域
- ウ 森林地域
- エ 自然公園地域
- オ 自然保全地域

(2) 地域設定が重複する地域における土地利用の調整指導方針

- ア 都市地域と農業地域とが重複する地域
- イ 都市地域と森林地域とが重複する地域
- ウ 都市地域と自然公園地域とが重複する地域
- エ 都市地域と自然保全地域とが重複する地域
- オ 農業地域と森林地域とが重複する地域
- カ 農業地域と自然公園地域とが重複する地域
- キ 農業地域と自然保全地域とが重複する地域
- ク 森林地域と自然公園地域とが重複する地域
- ケ 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

おわりに

はじめに

前回計画においては、無秩序な開発を抑制するというかつての役割は一定程度必要であるものの土地利用の質的向上を図る側面がより重要となってきたとしていたが、本計画においては、その流れを踏まえつつ、近年の未曾有の人口減少や少子高齢化対応等により土地をめぐる社会経済状況に更なる変化が生じている。

府内におけるほとんどの地域で人口が減少しており、今後は、人口減少下における土地の利用・管理のあり方を見出だしていくとともに、これを開発圧力が低下する機会と捉え、自然環境の再生・活用や安全な土地利用の推進等により、より安全で豊かな土地利用を実現していくことが、これからの本計画の大きな役割となる。

その際、本計画が示す基本的な方針の中で、府内の各地域がそれぞれの自然や文化、社会経済状況等を踏まえ、身近な土地利用のあり方について自ら検討するなど、地域主体の取組を促進していくことが重要である。

また、本計画においては、国土利用計画（全国計画）の記載事項等を、府の実情に合わせてカスタマイズしている。例えば、前回計画策定時にはなかった「子育て環境日本一・京都」の実現に向け、基本方針に「子育てしやすいまちづくり実現のための土地利用・管理」の項を設け、その施策について記載するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う在宅勤務の広がりや加速する労働人口の減少などの社会情勢を本計画に反映させるため「京都産業の創出・成長・発展に向けた土地利用・管理」について記載している。

さらに、土地利用の混乱を防止し、適正かつ合理的な土地利用を図るためには、各種の土地利用計画が相互に有機的に連携することにより総合的な土地利用計画体系の確立を図ることが必要不可欠である。この点、本計画は、個別規制法による土地の利用に関する計画の上位計画としての性格を持っており、土地利用計画体系の頂点に立つ計画としての役割を担っている。

土地を適正に利用・管理するための総合的な計画という引き続き重要な位置付けと、法に定める理念を踏まえつつ、時代の要請に応え、限られた資源である土地の総合的かつ計画的な利用と管理を通じて、土地の安全性を高め、持続可能で自然と共生した土地利用・管理を目指すものである。

1 土地の利用に関する基本構想

(1) 土地利用の基本方針

ア 土地利用をめぐる基本的条件の変化と課題

今後の土地の利用を計画するに当たっては、土地利用をめぐる次のような基本的条件の変化と課題を考慮する必要がある。

(ア) 人口減少・高齢化等を背景とした土地の管理水準の悪化と地域社会の衰退

府内の人口は平成 16 年(2004 年)の 265 万人をピークに、令和 2 年(2020 年)には 258 万人まで減少しており、今後もその減少は続くと言われている。また、府内の人口の約 57%は京都市に集中しているが、最も人口が多い自治体が総人口の 50%を超えることは、他の都道府県にない京都府の特徴であり、極端な人口の地域偏在が生じている。

京都府の令和 4 年(2022 年)における出生数については、約 1.5 万人であったが、これは 40 年前の昭和 57 年(1982 年)の約 3 万人から半分に減少しており、未婚化や晩婚化、妊娠を控える動きの強まりなど、様々な原因により少子化が進行している。一方で、高齢化も深刻化しており、75 歳以上の後期高齢者数は令和 2 年(2020 年)で約 40 万人であるが、令和 12 年(2030 年)には約 48.8 万人となり、府内人口の 5 人に 1 人は後期高齢者となる見込みである。これらにより、京都府における 15 歳～64 歳の生産年齢人口は、ピーク時の平成 7 年(1995 年)の約 184 万人から令和 22 年(2040 年)には約 120 万人となり、3 割以上の減少が見込まれている。

このような、府内における人口減少・高齢化等の進展は土地の利用・管理に大きな影響を及ぼしている。

人口減少・高齢化等による具体的な影響としては、所有者不明土地等の低未利用土地や空き家等の増加により、土地利用の効率の低下や管理水準の低下が懸念される。

また、食料の海外依存リスクが高まる中、農山漁村地域は、農地管理の担い手減少による農地等の管理水準の低下や荒廃農地の増加も懸念される。

さらに、森林においては、必要な施業が行われないことにより、土砂災害防止や水源かん養、木材生産等の機能低下を招き、土地の保全や水循環、木材の安定供給等にも大きな影響を与えるおそれがある。

これらの問題は、既にその多くが顕在化しているが、対策を怠れば、今後、ますます状況が悪化し、土地の管理水準の悪化による周辺地域への悪影響の発生や非効率な土地利用の増大による地域社会の衰退等が懸念されることから、本格的な人口減少社会においては、土地の適正な利用と管理を通じて、土地を荒廃させない取組を進めていくことが重要である。

さらに、人口減少・少子高齢化・人口偏在の問題は、地域社会の活力の減少や集落の維持困難などの問題を招く恐れがあり、地域創生の観点からも、今後の土地利用においては、合理的な利用やより効果的な利用を図っていくことが必要であ

る。

(イ) 大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応

近年、京都府において、気候変動の影響等により、気象災害が激甚化・頻発化していることに加え、全国的にも令和3年(2021年)及び令和4年(2022年)の福島県沖地震、令和6年(2024年)に入ってからにも能登半島地震が発生する等、地震災害が立て続けに発生している。

また、政府の地震調査委員会によると、南海トラフ地震の30年以内の発生確率については、平成25年(2013年)の公表時は60%~70%であったのに対して、令和5年(2023年)の公表時では70%~80%との評価がなされており、時間の経過とともに地震の切迫性は高まっている

このような、広域にわたり生命や家屋等に甚大な被害が発生する可能性がある風水害や雪害、地震等のあらゆる危機事象に適時的確に対応するための危機管理体制とハード・ソフト両面の基盤の整備・強化、避難・避難所支援対策の更なる充実等を図ることは、府域における安心・安全な土地利用・管理を進めるため、急務となっている。

加えて、土地取引が多い都市や高齢化が著しい山村では、地籍整備が特に遅れており、土地取引の円滑化、災害復旧の迅速化及び土地の有効利用の妨げになるおそれもある。

府域の安心・安全は全ての営みの土台であることから、従来の防災・減災対策に加え、災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、速やかに復旧・復興できる土地の構築に向けた国土強靱化の取組を土地利用・管理の点からも進めていくことが重要である。

(ウ) 自然環境の保全・創出と環境共生に向けた対応

地球温暖化等の気候変動や社会経済活動の拡大に伴い、良好な自然環境の喪失・劣化とそれに伴う生物多様性の損失が続いている。

自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壌の劣化や水質の悪化、水循環の変化、食料の安定供給、水源のかん養や土地保全など、暮らしを支える生態系サービスに大きな影響を及ぼす。

また、環境先進地・京都の精神を絶やすことなく、地域資源を最大限に活用した脱炭素社会・循環型社会の形成や、生物多様性の保全と利活用、生活環境の保全・向上に向けた取組の推進を通じて、持続可能な社会を構築していくことは、次世代に美しい自然や、景観・まちなみ、多彩な文化を継承していくために必要不可欠である。

一方、エネルギーの海外依存リスクの高まりを受け、再生可能エネルギー(以下「再エネ」という。)の導入促進が求められる中、太陽光発電設備や風力発電の風車の安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸

念が顕在化し、地域社会との共生が課題となっている。

太陽光発電設備の設置に適した土地が減少する中、地域社会と共生する再エネ導入を推進するためには、災害の防止や自然環境及び景観の保護に十分に配慮しながら、再生利用が困難な荒廃農地等の活用など、健全な地域振興にも貢献する事業の普及に向けた検討が必要である。

これらを踏まえて、2050年カーボンニュートラルや令和12年(2030年)までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する30by30目標といった国際公約の実現と地域課題の統合的な解決に向けて、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブの考えに根ざした土地利用・管理を進めていくことが重要である。

このように、脱炭素で地球環境と調和した持続可能な社会を築き上げるには、温室効果ガスの排出抑制、再エネの導入拡大等に加え、産業廃棄物やプラスチックごみの減量化や、豊かな自然を守り育てることなど、環境にやさしい、地域社会と共生した土地利用・管理が必要である。

また、人口減少は、開発圧力の減少等を通じて空間的余裕を生み出す側面もあるため、この機会を捉え、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する視点も重要である。その際、開発後に放棄された土地は、その地域本来の生態系には戻らず荒廃地等となる可能性があることから、自然の生態系に戻す努力が必要となる。とりわけ、これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山等においては、土地への働きかけの減少により自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等も懸念される。

これらの(ア)から(ウ)までに共通して、デジタルを徹底活用した官民連携による地域課題の解決を図ることにより、豊かさを実現し、府民が安心して住み続けることができる地域づくりを進めることが必要である。

イ 土地利用の基本方針

アで示した課題に取り組むため、この計画は、「地域全体の利益を実現する最適な土地利用・管理」、「災害リスクを踏まえた安心・安全を実現する土地利用・管理」、「環境と共生した社会づくりのための土地利用・管理」、「子育てしやすいまちづくり実現のための土地利用・管理」、「京都産業の創出・成長・発展に向けた土地利用・管理」、「文化観光の持続的な発展に向けた土地利用・管理」、「交通基盤の整備のための土地利用・管理」、「デジタル技術を活用した先進的な土地利用・管理」、「多様な主体の参加・協力による活力ある地域づくりのための土地利用・管理」の9つを基本方針とし、京都府総合計画等の京都府における他の計画との整合性を図り、人口減少社会に対応した土地利用の指針としての考え方を示す。

(ア) 地域全体の利益を実現する最適な土地利用・管理

地域全体の利益を実現する最適な土地利用・管理については、関連する制度を組み合わせながら、人口減少が加速する中で、発生する低未利用土地や空き家等の有効利用や高度利用による土地利用の効率化を図るとともに、地域の持続性の確保につながる土地利用の転換といった土地利用の最適化を進めることが重要である。

そこで、京都府においては、所有者不明土地の管理の適正化や空き家の発生抑制、適切な管理及び除却により周辺地域への悪影響を防止するため、所有者不明土地対策と空き家対策の連携の強化、空き家バンクの活用推進を行うなど、効率的かつ効果的な対策の充実・強化を図る。

また、令和3年(2021年)に「京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例」(令和3年京都府条例第25号)を策定し、多様化する移住の需要への対応や、地域の住民との交流促進による、地域社会の担い手として活躍できる環境の整備、空家の活用をはじめとする地域の活性化などの取組を進めている。具体的には、空き家所有者と空家購入希望者のマッチングをはじめとする移住促進の取組を通じて、定住人口の増加と交流人口の拡大を図り、地域の活性化を目指していく。

都市においては、行政、教育、医療、福祉、商業等の都市機能を維持するとともに、低未利用土地や空き家の有効利用、無電柱化や道路緑化等による歴史的まちなみの保存・再生・活用など、地域の状況等も踏まえた取組により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。

また、まちなかにおいて多様な人々が集い、市民農園・体験農園、緑地・広場、通路、休憩施設等の交流することができる空間を形成し、都市の魅力を向上させることが必要であることを踏まえ、各都市における秩序ある市街地形成を目指した事業を推進する。

さらに、都市間競争に直面する大都市圏においては、都市の生産性を高める土地の有効利用・高度利用を進める。低密度化した地域においても、歴史的まちなみの保存・再生・活用など、地域の状況等も踏まえた取組により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図るとともに、公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生等の新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進める。

また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域が交通網をはじめとするネットワークで結ばれることによって必要な機能を享受する取組を進めるほか、市町村界にとらわれない柔軟な地域をベースに、機能・役割の分担・連携を推進する。

農地については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、土地保全等の多面的機能を持続的かつ適切に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。森林については、「京都府内産木材の利用等の促

進に関する条例」(令和4年京都府条例第16号)に基づき府内産木材の利用促進に取り組むことにより、林業・木材産業等の更なる発展、地域の活性化、森林の公益的機能の持続的な発揮、木の文化の継承及び快適で癒やしをもたらす府民生活の実現を目指す。

あわせて、間伐及び保育等による森林の整備や森林資源の循環利用を促し、森林経営管理制度を活用した経営管理の集積・集約等により、土地の保全、水源のかん養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。

その際、都市における雨水の貯留・かん養の推進や農地及び森林の適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を効率的に図る。

また、カーボンニュートラルの実現に向けた大規模太陽光発電設備や風力発電設備等の再エネ施設の設置に際しては、大規模太陽光発電設備に対する将来の設備廃棄や景観との調和に関する地域の懸念が顕在化していることなども踏まえ周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮するなど、地域と共生する形で立地誘導を図る。

なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれるが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、地域社会の持続性を重視する観点も含め地域全体の土地利用を俯瞰的に捉え、社会的状況や転換の規模等多様な要素を総合的に衡量しつつ、慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。

(イ) 災害リスクを踏まえた安心・安全を実現する土地利用・管理

土地本来の災害リスクを踏まえた安心・安全を実現する土地利用・管理については、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが重要である

京都府においては、府域に係る防災に関し総合化を図るため毎年「京都府地域防災計画」の改定を行っている。今後とも、当該計画に基づき被害の迅速な回復を図る減災の考え方をもとに、ハード・ソフトを組み合わせた防災・減災対策を推進していくとともに、災害に対する日常の構えが重要であることから、平常時から危機管理体制の整備に努める。

また、災害時のリダンダンシーの確保の観点から、高規格道路におけるミッシングリンクの解消、幹線道路の整備、地域公共交通の維持、河川改修や砂防・急傾斜地における土砂災害対策等を進める。

あわせて、気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、流域治水プロジ

ェクトの充実を目指し「治水効果の見える化」を図るとともに、土地本来の災害リスクを基礎として、地域の様々な要素を衡量した上で、災害ハザードエリアにおける開発抑制と中長期的な視点でより安全な地域に都市機能や居住を誘導する。

さらに、改正された「宅地造成及び特定盛土等規制法」(昭和36年法律第191号)が令和5年(2023年)に施行されたことを踏まえて、新たな規制区域を指定し、盛土等の安全性を確保するなど、府域の防災減災対策の推進を図る。

また、農地の良好な管理や緑の社会資本である森林の整備保全を通じて、土地保全や水源かん養等の多面的機能を持続的かつ適切に発揮するとともに、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップの推進により、ライフライン等の多重性・代替性を確保する。

さらに、生活空間における自然とのふれあいの観点から、誰もが気軽に利用できる公園や遊歩道、水辺空間等の水とみどりの拠点を身近な地域につくることや、道路や学校等の公共公益施設の緑化に加え、屋上緑化等民有地の緑化を進め、みどり豊かなうらおいのある都市景観の形成を図るとともに、みどりやオープンスペースの特性を生かした災害に強い街づくりを進める。

加えて、常設の危機管理センターの設置や、国のISUT(災害時情報集約支援チーム)との連携体制の確立、洪水氾濫状況等のリアルタイム配信など最先端の危機管理体制を構築することで、平時から、関西広域連合や国土交通省の緊急災害派遣隊(TEC-FORCE)等との連携や、市町村への技術的支援などにより府内の広域防災活動拠点の整備を促進する。

あわせて、がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険から住民の生命の安全を確保するため、土砂災害特別警戒区域等の区域内にある既存不適格住宅等に対して一部費用について支援し移転・改修を図るとともに、市町村と連携し、土砂災害特別警戒区域等において、「水害等避難行動タイムライン」作成の支援を図るなど、危険区域に指定された後の危機管理体制の強化を図る。

さらに、自然災害が頻発する中、重要性が再認識されている地籍調査については本来市町村が主体となるところ、新技術の普及等を目的とし、土砂災害特別警戒区域や浸水想定区域等の緊急性の高い防災区域から京都府が箇所を選定し、ICT等を活用した新たな技術による測量を実施していく。

(ウ) 環境と共生した社会づくりのための土地利用・管理

気候変動による、台風の大型化や異常気象等により、防災や健康、また農業や生態系等の分野で多くの問題が顕在化しつつある気候危機ともいわれる状況となるなど様々な環境の変化が生じる中、京都府では令和2年(2020年)に「京都府環境基本計画」を改定し、当該計画に基づき「京都府地球温暖化対策推進計画」を策定した。令和6年度(2024年度)からは、この計画に基づき、環境や人・社会に配慮した健康で心豊かなライフスタイルや健全な経済、自然と調和した社会の仕組みへの転換を図り、脱炭素で持続可能な社会の構築を目指していく。

健全な生態系の確保によりつながる土地利用・管理については、土地と社会経済活動の基盤となる自然資本の保全・拡大と持続的な活用を図るため、健全な生態系の保全・再生や広域的な生態系ネットワークの構築・維持に向けて、分野横断的に多様な主体が連携して取り組むことが重要である。

京都府では「京都府生物多様性地域戦略」に基づき、府内の生態系に関する調査を実施し京都府レッドデータブックを作成・改訂する等、希少種の保全や外来生物の防除などに対処するとともに、きょうと生物多様性センターを設置し、府内の生物多様性に関する情報を正確かつ継続的に把握し、収集された知見を基にして生物多様性に係る理解促進や担い手育成等、保全に係る様々な主体の連携・協力関係の構築を図る。

また、自然公園等の保護地域の管理の強化を図るとともに、低未利用土地の自然再生地への転換も含め、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設定・管理を促進することによって、優れた自然環境の保全・再生と併せて、森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークを形成する。

加えて、山陰海岸ジオパークや自然公園等の自然風景地を保全し、ガイドツアーやビジターセンター等により新たな観光資源や地域産業に活用することで地域の魅力を発信し、利活用を進めていく。

あわせて、「2050年カーボンニュートラル宣言」を踏まえ、令和12年度(2030年度)までに温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)と比べ46%以上削減する「2030年度温室効果ガス排出量▲46%チャレンジ」や、AIやロボット技術等の最新技術を活用したゼロエミッション社会の構築の促進により京都の豊かさを育む脱炭素で持続可能な社会の実現を目指す。

これらに加え、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間など、地域の個性ある美しい景観の保全、再生及び創出を通じた魅力ある地域づくりや、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から地下水を含む健全な水循環を維持し、又は回復するための取組を効率的かつ効果的に進める。

また、持続可能なまちづくりを支援し、府内各地にゼロカーボン地域を創出するため、駐車場や既存建築物の屋根をはじめとする利用されていない箇所への太陽光発電設備の導入や、地域資源を活用した小水力発電や木質バイオマス発電などの地域の活性化や災害時の活用の観点からも重要となる多様な再エネの普及促進など、地域の再エネポテンシャルを最大限に活用した地域共生型の再エネ導入促進を図るとともに営農型太陽光発電等の地域課題の解決や経営支援につながる再エネ導入のモデル地区形成を支援し、府内各地への展開を図る。

一方で、太陽光発電設備の設置については、周辺環境との調和の観点から、引き続き法令等に基づく手続きを経るよう指導するとともに、適切な対策を開発行為者に求めていく。

また、太陽光発電設備の設置を目的とする森林開発行為については、森林法施

行令（昭和 26 年政令第 276 号）の一部改正により、令和 5 年(2023 年)から森林法第 10 条の 2 第 1 項による知事の許可が必要となる面積規模が変更となり、規制が強化されている。

特に、事業終了後の措置、排水施設の断面及び構造、残置又は造成する森林の割合や配置等について別途許可基準の運用を定めるとともに、必要に応じて景観への配慮に努めるよう指導していく。

これらに加えて、今後見込まれる太陽光発電設備の大量廃棄に向けて、太陽光発電設備の長寿命化や使用済み太陽光発電設備のリユース・リサイクルの促進に向けた検討も併せて進めていく。

これらの取組と併せて、多様な主体の連携による取組として、地域が主体となって、地域資源を最大限活用しながら、環境・社会・経済課題を同時に解決していくローカル SDGs 事業を次々と生み育て続けることができる自立した地域をつくりつつ、地域における生態系サービスの維持・向上を図ることが重要である。

(エ) 子育てしやすいまちづくり実現のための土地利用・管理

京都府の令和 4 年(2022 年)の合計特殊出生率は 1.18 で全国 40 位となっている。また、令和 5 年(2023 年)の転出超過数は 2,635 人であるが、これは、京都市内を中心とした地価の高騰などにより、京都府における住まいに関する費用が全国的に見ても高水準であるため、20 代は就職を機に、30 代は結婚・出産・子育てを機に、他の自治体に転出していることが考えられる。

人口減少・少子高齢化の進展は、生産年齢人口や労働力人口の減少とそれに伴う産業、文化、医療等の担い手の減少、子ども同士の交流の機会の減少、小・中学校をはじめとした教育機関の減少、地域社会の活力の減少等を招き、従来の社会のあり方を維持することが困難となるおそれがある。

こうした中、総合計画においては、社会で子どもを育てる京都の実現に向けて、子育て環境日本一の取組を進化させることを掲げ、令和 5 年(2023 年)に「京都府子育て環境日本一推進戦略」の改定を行い、令和 6 年度(2024 年度)からは、この戦略に基づき、子育てに係る様々な取組を進めている。

合計特殊出生率が全国平均と比べて高い府内市町村を分析すると、職住の近接や、多様な職業・働き方を選択できることにより、仕事と私生活や子育てとの両立がしやすいこと、女性の就業率が高く、共働きによる経済的なゆとりが片働きに比べて作られていること、持ち家や広い床面積など、暮らしやすく子どもを持ちやすい住環境があることなどに特徴がある。このことから、市町村と連携した子育てにやさしいまちづくりの展開や、子ども食堂やこどもの居場所づくりなど地域コミュニティの中で子育てができる環境整備などに空き家・空き店舗等の有効活用を図るとともに、子育て世帯に対する住宅・土地の負担軽減措置の実施などに取り組む。

さらに、子育てにやさしい企業団地の取組を進めるとともに、働きやすい職場づくりに取り組む企業の立地に対する重点的な支援等を行い、子育てにやさしい企業

等の集積を促進する。

また、教育の観点からは、府立高等学校において ICT 等を活用して府内のどこからでも特別講座を受けられる教育環境をつくるなどの取組を進めることで、経済的条件・地域条件にかかわらず、意欲ある生徒がその力を存分に伸ばす学習機会の創出を図る。

さらに、子育ての観点からも、誰もが安全・快適に通行できるようユニバーサルデザインに基づいた歩道の整備、段差の解消・急勾配の改善等により歩行者の安全・快適な通行の推進を図るとともに地域、学校、行政、警察等が連携し、歩行空間の整備や事故危険箇所における交通安全対策を図ることにより未就学児が集団で移動する経路や通学路等の安全の確保を目指す。

これらの取組を実施することで、子育て世代の住環境を時代の趨勢に合わせて改善することなど、子育て環境日本一の実現に向けて子育て世代が居住・生活しやすくなるよう、土地利用を図っていくことが必要である。

(オ) 京都産業の創出・成長・発展に向けた土地利用・管理

京都府においては伝統に培われた精緻なものづくりの技術や地域の生活に密着した文化の力を背景に、伝統産業から先端産業まで多様な業種が集積し、しなやかな産業構造が築き上げられてきたが、近年の府内における少子高齢化を背景とした労働人口減少による産業の担い手不足や、府内全域での工業用地の不足、京都市内でのオフィス不足などは京都産業の成長にとって大きな阻害要因となっている。

府域における土地利用・管理の観点からも、京都産業をしっかりと構築させることは、多様な企業集積や連携、働きやすい職場づくり、地域コミュニティの確保に大きく寄与し、地域の活性化に大きな影響を与えるものであり重要である。

そこで、京都産業の強みを生かして、国内外から多くの企業や人材を集める産業創造リーディングゾーンを府内各地に形成し、オープンイノベーションを展開するとともに、若手職人の人材育成によって世界から注目される産地の形成を図るなど、地域の特性を踏まえた土地利用を促進する。

また、地域住民の消費行動やライフスタイルの変化への対応、店主の高齢化といった構造的課題を抱える商店街については、地域経済活動の場であるだけでなく、地域コミュニティを支える場でもあるため、空き店舗へのチャレンジショップやサテライトオフィスの設置など、市町村と連携して実施する取組を支援することで、商店街を通じた地域の活性化を図ることも必要である。

これらの取組のほかにも、交通利便性の向上による地域産業の立地適性の状況変化を踏まえた、地域の持続性確保につながる産業集積の促進を図るため、土地利用の転換や関連する制度を弾力的に活用し、地域の合意形成に基づく積極的な土地利用の最適化を推進していくことが重要である。

(カ) 文化観光の持続的な発展に向けた土地利用・管理

文化は、日々の生活や経済行為に深く根ざし、長い歴史をかけて積み重ねられ、伝えられてきたものであり、人々に感動と希望をもたらし、豊かな人間性や創造性を育むものであるため、京都府においてもその重要性について認識し、京都が有する優れた文化資源の力を文化力と位置付け、文化芸術の振興や文化を用いた地域の活性化のための様々な施策を全国に先駆けて実施してきた。

しかしながら、人口減少により地域コミュニティが衰退することで、地域の文化活動の振興に重要な役割を果たしてきた文化協会加盟団体数や総会員数が減少するとともに、文化施設の老朽化が進むなどの状況がみられる。

また、地域コミュニティの核であった社寺等の維持の困難化や、文化財の保存や継承に対する負担の増大などのほか、地域の伝統的な行催事の中には、後継者不足から休止を余儀なくされているものもあり、より幅広い視点での文化継承の仕組みの構築が課題となっている。

特に、京都はこれまでから、西陣織、京友禅、京焼、清水焼などの伝統産業や茶の湯や華道、食文化など多様な文化が重なり合うことで奥深い文化の力を形成してきた背景があるため、この培われてきた伝統文化・生活文化・文化財の保存・継承・活用を進める必要があるとともに、老朽化が進む既存文化施設については、機能継承を図っていく必要がある。

加えて、地域の文化資源や伝統は、京都府における観光産業と密接なつながりをもっており、観光を入口にした地域文化との触れ合いや学び、人と人との交流やネットワークを生かして、新たな価値や魅力を創り上げていくことも重要である。

さらに、京都府においては、令和元年(2019年)に「京都府文化力による未来づくり基本計画」を策定するとともに、文化と密接な関係をもつ観光分野については、交流の活性化と持続性の高い観光の実現のため令和5年(2023年)に「京都府観光総合戦略」を改定した。

文化庁の京都移転も契機として、京都文化を国内外に発信し、文化の力による豊かな社会の構築を図るとともに、文化資源の掘り起こしや新たな価値の磨き上げ等により、様々な分野で人の活発な交流を生み出す仕組みづくりを、府内の各地域で進めていく。

これらの計画に基づき、文化を観光等の様々な分野と融合させ、京都流の新たな価値を創造するとともに、文化財の修復を担う人材の育成や道具・材料の確保を行うことで、京都が培ってきた文化財修理技術を継承・発展し、唯一無二の文化財を次世代に継承するため、国が設置する文化財修理センター(仮称)と連携して、世界に誇る文化財修復拠点の形成を目指す。

また、京都観光アカデミーの創設による府内各地の食文化などの魅力発信への支援や、観光客の急増等を原因とする弊害を踏まえた地域と調和した持続可能な観光づくりを目指すことで自然環境や歴史的文化遗产等の京都府が持つポテンシャルを最大限に生かし、府内各地への観光誘客等による交流人口の増加を図る。

さらに、観光客の府全域への分散、周遊を促すため、京都府で取り組んできた海

の京都、森の京都、お茶の京都、竹の里・乙訓など、地域資源を活用した地域づくりであるもうひとつの京都を発展させ、府内各地の文化資源の魅力を再発見し、積極的に活用することで、観光、まちづくり施策との連携を図るとともに、それぞれの地域特性を生かした文化創造の推進による地域活性化や観光振興を行うことで、府域の均衡ある発展と持続可能な地域づくりを目指す。

(キ) 交通基盤の整備のための土地利用・管理

府民の暮らしを支え、新たな地域づくりを加速化させるためには、人流・物流、日々の生活の基盤づくりの促進が必要不可欠であり、京都府においても、新名神高速道路や京都南 JCT 等の高速道路ネットワークの整備、JR 奈良線の高速化・複線化などの鉄道の整備、舞鶴港国際ふ頭をはじめとした港湾施設の整備が進められている。また、北陸新幹線やリニア中央新幹線により京都と全国の拠点都市が新たな国土軸で結ばれることが期待されている。

一方で、日本海側の国土軸である山陰近畿自動車道に存しているミッシングリンクの解消や、舞鶴若狭自動車道や京都縦貫自動車道、京奈和自動車道等における安全性及び防災機能の向上のため、暫定 2 車線区間の 4 車線化をはじめとする更なる道路ネットワークの強化が必要となっている。

加えて、京都府が管理する道路には、異常気象時等に通行止め措置をすることとしている箇所が山間部を中心に存在しており、集中豪雨の発生により、孤立集落が発生したこともあることから、災害発生時における交通遮断による医療機関の麻痺や孤立集落の発生・長期化を防止するため、人や物資等の緊急輸送や避難に係る広域道路網を確実に確保する必要がある。

このため、物流の観点からは、新たな国土軸である新名神高速道路や京都舞鶴港、高速道路網、鉄道網を最大限に生かし、市街地、郊外、山間部それぞれに応じた有効な手法により移動の円滑化・効率化を図り、産業の発展を生み出す道づくりを推進する。

人流の観点からは、丹後地域から山城地域までの各地域において、個性豊かな文化が築かれ、行祭事などが生活や地域の中に息づいていることから、このような地域の文化・景観資源を生かした道路空間を形成し、地域の豊かな文化を継承し、また、これらの地域同士を相互に結び周遊しやすくすることにより、地域の魅力向上を図る。

災害の観点からは、災害が発生しても、生命線である緊急輸送道路や重要物流道路及び代替補完路が寸断されないように整備・強化を図るとともに被災地の迂回路となる府道の機能強化など、道路整備の推進を図る。

(ク) デジタル技術を活用した先進的な土地利用・管理

情報ネットワークの整備は、府民の生活利便性の維持・向上、サービス産業の生産性の向上等による地域経済の活性化、行政サービスの効率化等による行政コスト

の削減など、府域の発展と密接な関係を持つとともに、近年では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うテレワークの普及など、社会情勢がこれまでとは大きく変化し、どこにいても働くことができる社会が形成されたことで、人々の働き方や居住地選択の意識に大きな変容をもたらしている。

適正な土地利用・管理を推進するに当たっては、人口、高齢化率、農地の耕作者、森林関連情報の管理状況、災害リスク、土地利用状況、交通インフラ整備状況、都市計画情報など、分野横断的な地域の情報を一元的に把握し、対策を検討していくことが重要である。

これらの状況を踏まえて、DX やメタバースをはじめとするデジタル技術を活用した新たな取組を推進するため、関係者によるプラットフォームづくりと情報網の整備を進めるとともに、府域の情報網やデジタルデバインド対策、安全なサイバー環境等を整備するなどのデジタル分野での取組を行う等、複合的な施策が必要である。

京都府においては、スマート社会を実現するため、ビッグデータやAI などデジタル技術を活用することで府域における全ての地域において府民一人ひとりの夢・希望や、あらゆる産業・地域活動における創造的かつ活力ある発展がなされるよう、令和5年(2023年)に「京都府スマート社会推進計画」を改定した。

テレワーク・遠隔教育等のサービスを利用する上で不可欠な光ファイバー等の情報通信基盤を府内全域に展開するとともに、サイバー空間における経済活動上の安心や信頼性の確保等に資する環境を整備することで、物理的な土地の所在地に縛られずどこにいても働くことができる社会の充実を図り、土地の有効利用につなげていく。

これらのことから、土地の現状を正確に把握した上で、府民に広く共有することを基本的な方向とし、自然災害や環境問題への対応、産業・経済の活性化、豊かな暮らしの実現につながる地理空間情報等のデジタルデータ・リモートセンシング等のデジタル技術を徹底的に活用するとともに、土地の状況把握・見える化、まちづくり、農林業等の課題に応じたデジタル技術の開発、実装を推進することにより土地利用・管理の効率化・高度化を図る。

その際に、京都府が全国に先駆けて府内全ての市町村のオープンデータ公開を達成したことを踏まえ、京都府総合防災情報システムの災害データを民間の防災情報アプリに活用し、府民の状況に応じた最適な情報を配信するなどの府民生活に身近な防災・交通等の分野におけるデジタル実装を更に推進することも重要である。

(ケ) 多様な主体の参加・協力による活力ある地域づくりのための土地利用・管理

京都府は個性と特色あふれる43の大学・短期大学が立地する大学のまちであり、総人口に対する大学生の割合が全国1位の学生のまちである。各大学が産業界や地域と連携しながら、分野横断的に地域に飛び出して活躍し、大学の知や学生の力が地域課題の克服やまちの活性化に貢献することから、京都のまちづくりにおいて大学・学生は多様な主体との連携を図る上で重要な主体である。

このことから、適正な土地利用・管理を推進するに当たっては、地域の発意と合意形成を基礎として、民間企業だけでなく大学等との多様な主体の参加・連携による取組を促進していくことが重要である。

具体的には、全国から京都に集う学生の力を生かして、市町村や企業との連携事業への学生等の参画を進めるとともに、学生等の府内定着を促進する「学生とともにのぼす京都プロジェクト」を実施し、大学生の特色を生かした取組を実施し、住みやすい地域づくりを進める。

さらに、民間企業との連携においては、生活に密接に関わる企業と地域活性化包括連携協定を締結するなど、行政だけでは解決しにくい諸課題に対応し、多様な観点から連携事業に取り組むことで、暮らしやすい地域づくりを目指す。

また、市街地などにおいては、エリアマネジメントなどの地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民、事業主、地権者等の主体的な取組を促進していくことが重要である。

さらに、農村型地域運営組織（農村 RMO）等の地域運営の土台となる連携体を形成し、将来にわたって生活やなりわいを支え、持続させる仕組みづくりの構築を図るとともに、二地域居住者をはじめとする関係人口の拡大と、モデルフォレスト運動をはじめとする森林づくり活動や河川・湖沼環境の保全活動、農地の保管理活動等を通じて、府民一人ひとりが土地利用・管理の一端を担い、参画する仕組みの構築を進める。

加えて、高齢者や障害者など様々な主体が、地域活動の担い手として活躍できる取組を支援し、社会のあらゆる場面で主体的に参画できる環境づくりを図る。

(3) 地域別の概要及び土地利用の基本方向

地域別の土地利用に当たっては、もうひとつの京都に基づく海の京都、森の京都、お茶の京都、竹の里・乙訓構想等に基づくとともに、隣接地域との関係性も考慮しながら、各地域の特性に応じた均衡ある発展を目指し、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的特性を生かした土地利用を図るものとする。

ア 丹後地域

(現状と課題)

丹後地域は、京都府の最北部に位置し、宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町の2市2町からなる。人口は約9万人で、面積は約845 km²と府全体(4,612 km²)の約18%を占めており、東は舞鶴市、西は兵庫県豊岡市、南は福知山市に接している。

当地域は、天橋立、伊根湾、経ヶ岬、夕日ヶ浦など様々な貴重な地質遺産を有し、東側は丹後天橋立大江山国定公園、西側は山陰海岸国立公園に指定され、京丹後市域はユネスコ世界ジオパークである山陰海岸ジオパークのエリアにも含まれており、上世屋、内山のブナ林、琴引浜、袖志の棚田など自然景観に恵まれた地域である。

交通基盤については、高規格道路として、京都府の南北軸を形成する京都縦貫自動車道（京都市～宮津市）と、これと接続し関西・中京圏にアクセスする舞鶴若狭自動車道があり、日本海国土軸を形成する高規格道路として山陰近畿自動車道（鳥取市～宮津市）の早期整備が期待されている。

また、上下分離方式により運行されている京都丹後鉄道は、老朽化の進展に加え、人口減少等により利用者数が減少するなど厳しい経営状況であるため、施設や車両の更新等による安心・安全な運行の確保と利便性の向上等による利用者数の拡大が必要である。

農林水産物では、丹後産コシヒカリやブランド京野菜、間人ガニや伊根ブリなど丹後地域ならではの食に加え、京丹後茶、丹後とり貝、丹後ぐじ、イワガキなど新たな農産物やブランド水産物の生産等が始まるなど、丹後・食の王国と呼ぶにふさわしい豊かな食に恵まれている。

産業面では、丹後地域のものづくり産業として織物業や機械金属業が根付いており、特に織物産業は令和2年（2020年）に、丹後ちりめん創業300年を迎えるなど、生活スタイルの変化や厳しい経済状況の中でも脈々と受け継がれている。

さらに、丹後における産業の更なる発展に向けて、新たな技術や製品の開発、新分野への展開が必要であるとともに、少子高齢化・人口減少を背景とした人材不足が課題となる中、産業の生産性や雇用規模を維持するため、事業の適切な承継と新たな技術の導入や人材確保・育成を図ることが必要である。

また、近年豪雨が頻発しており、災害が発生した場合には、早期の復旧と再度の被害防止対策を図るとともに、豪雨に備えたソフト・ハード両面からの防災・減災対策の取組が必要である。加えて、公共インフラの長寿命化対策が喫緊の課題であるとともに、異常気象時の通行規制により孤立する地域があり、異常気象時道路通行規制基準の見直しなど、道路の強靱化が急務である。

（基本方向）

丹後地域においては、丹後地域の豊かな食、丹後天橋立大江山国定公園や山陰海岸ジオパークの美しい海辺の風景などの優れた自然環境や景観などあらゆる資源を活用した取組を推進し、観光を牽引役とした交流人口を増やしていく。

また、丹後王国「食のみやこ」を核とし、京都府北部地域連携都市圏振興社（通称：海の京都 DM0）と連携し、マイクロツーリズムなど国内向けの観光誘客を推進するとともに、インバウンド誘客のための海外プロモーション事業を推進していくために、海の京都旬の食材提供店の取組や、丹後いちおし食材の魅力発信と磨き上げなどにより、観光客が食を目的に丹後を周遊する食の観光を推進していく。

なお、移住・定住に係る関係団体で組織するチーム丹後を中心として、地域一体となった移住・定住の促進を図る。

あわせて、山陰海岸ジオパークや天橋立などの自然、伊根の舟屋・ちりめん街道等のまちなみを生かした海の京都構想に基づいた地域振興やまちづくりなどを通じ

て、丹後地域の豊かな自然・景観・環境・文化を守り育て次世代に伝えるとともに、地域の特性を生かした観光事業、地域資源や自然を活用したエネルギー事業など、新たな方策で地域活性化を目指す。

さらに、丹後ちりめん創業 300 年事業で醸成された機運を生かし、絹織物といえど丹後と言われるような世界中から人をひきつけ注目される産地づくりを進めるため、産業創造リーディングゾーンの 1 つとして TANGO OPEN CENTER を拠点に世界的なシルクテキスタイル産地の構築を図る。

また、地域産業を支える基盤整備を進めていくために、海の京都観光圏の観光ルートの形成や地場産業に係る流通を強化すると同時に、地域住民の暮らしの利便性向上を図るため、山陰近畿自動車道の早期全線開通を推進するとともにアクセス道路の整備を推進する。

加えて、これまでの経験を踏まえ、災害に強い地域づくりや人づくりを進めるとともに、災害に強い道路ネットワークの整備や建物の耐震化、ハード・ソフト一体となった洪水・土砂災害・集中豪雨対策などを推進し、災害から人命・財産を守る。保健、医療及び福祉・介護施策についても一層充実させ、健康長寿で安心して暮らせる地域づくりや若者が安心して結婚し、出産・子育てができる地域づくりを進める。

あわせて、安心して暮らせる地域づくりのために、京都府北部地域連携都市圏広域連携プロジェクトを策定し、豊かな自然環境や産業集積地が共存する強みを生かした産業拠点の形成を進め、職住一体型の生活圏を構築できるように取り組むとともに、観光や産業、教育、医療、交通、環境等の各分野で水平型に連携して取り組む施策との協働を目指す。

これらの取組を通じて、地域強靱化の取組を進め、誰もが安心して健康に生き生きと住み続けることができる安心・安全な地域づくりや、観光、ものづくり、農林水産などの地場産業の繁栄や新たな産業を生み出す活力のある地域づくりの実現を図る。

イ 中丹地域

(現状と課題)

中丹地域は、京都府の北部に位置し、福知山市、舞鶴市及び綾部市の 3 市からなる。人口は約 19 万人で、面積は約 1,241 km²と府全体 (4,612 km²) の約 27%を占めており、丹波山地の山々と日本海に囲まれた地域で、東西は 56 km、南北は 50 kmにわたり、丹後地域、南丹地域、福井県の嶺南地域と兵庫県の但馬・丹波地域に隣接している。

当地域は、東側に若狭湾国定公園、西側に丹後天橋立大江山国定公園、南側には京都丹波高原国定公園がある景観に恵まれた地域である。

また、京都舞鶴港が、関西唯一の日本海側ゲートウェイとして大きな役割を果たしているとともに、陸上交通では、古くから京阪神と関西北部との交通の結節点として、舞鶴若狭自動車道、京都縦貫自動車道、国道 9 号・27 号等の道路網、JR 山陰本線・福知山線等の鉄道網が整備されている。

とりわけ、令和 4 年 (2022 年) にはみなとオアシス京都舞鶴うみとびらが、港の賑

わい拠点となるみなとオアシスとして登録され、京都舞鶴港を拠点とした地域住民の交流促進や地域の魅力向上が図られることが期待される中、地域や国境を越えたヒト・モノ・情報等の交流を支える基盤の整備と更なる利活用の推進、地域への効果波及を図る必要がある。

産業面では、工業団地を中心に産業が集積するとともに、舞鶴市における造船業・ガラス製造業など地域を牽引する企業やそれに関連する機械金属加工業、福知山や綾部の工業団地をはじめ、地域産業を支える北部物流拠点群の形成により、雇用の場が形成されている。

農林水産物は、付加価値を高めた販売戦略で販売金額4億円を達成した万願寺甘とうをはじめ、高品質な玉露やてん茶、酒米の祝や京の輝きといった特徴ある品目の生産が進められている。

この地域では、福知山公立大学、京都工芸繊維大学福知山キャンパス、舞鶴工業高等専門学校等が立地しているものの、進学や就職を機に地元を離れる若者が多い状況の中で人口減少が進み、過疎集落が増加するなどして地域全体の活力の低下が懸念されるが、一方では、Iターン等による移住者が増え、その活躍が目立つような前向きな動きも出てきている。また、出生数は全体として減少傾向にあるが、合計特殊出生率は府内において比較的高い地域である。

さらに、府内で2度目の大雨特別警報が発表され、記録的な大雨となった平成30年7月豪雨をはじめ、中丹地域はこれまで数多くの豪雨災害に見舞われており、河川の氾濫などに対して新たな対策が必要である。

(基本方向)

中丹地域においては、管内3市との連携による移住促進ネットワークを通じて、移住・定住情報の共有や地域と一体となった移住対策を進めることで、移住希望者の掘り起こしを行い、若者が定着する持続可能な地域づくりの実現を図るとともに、クルーズ船の京都舞鶴港への寄港に当たって、DMO等との連携による船社への現地ツアープランの提案や、市や関係機関等との連携による港周辺部のまちなか滞在プログラムの創出・提供等を通じて、クルーズ客等の地域への回遊・観光消費拡大の促進を図るなど、京都舞鶴港海外航路等の活用による人流・物流の拡大を促進していく。

あわせて、由良川や大江山等における観光・スポーツ交流の推進のほか、地域の行事や文化活動等を生かした交流や、農観連携などにより自然や地域文化等の地域資源を生かした交流の拡大と関係人口の創出を図る。

また、福知山公立大学、京都工芸繊維大学、舞鶴工業高等専門学校等の地域の高等教育機関や京都府立大学まいづる赤れんがオフィスと連携し、地域の担い手となる学生と地域の企業との交流の場を設定するとともに、学生の視点を活用して地域企業の魅力を紹介・情報発信し、地域企業の人材確保につなげる。

あわせて、若者が地域で暮らし働くことが具体的にイメージできるよう、ロールモ

デルとなる若手社会人の事例を集め、中学生・高校生・大学生等未来の担い手への意識付けを行うとともに、若者の地元就職を図るため、地域の中小企業の職場の魅力アップや若者への効果的なPR、高校生の企業見学会など企業の人材確保の取組を支援することで、UIターン等により若者等が暮らし続けたいとなる環境整備を進める。

加えて、これまでの災害経験を踏まえ、森林整備による水源かん養機能の向上、土砂・流木等の流出防止対策の促進や農地・ため池・貯留施設の貯留機能の向上等を図る総合的な治山・治水・流域対策を進めるとともに、災害の警戒段階から市に災害対策現地情報連絡員を派遣するなど、危機管理体制を速やかに構築することにより災害発生時における緊急対応体制の充実・強化を図る。

これらの取組を通じて、田舎暮らし、まちなか暮らし、二拠点居住など、地域の強みを生かした、一人ひとりの事情と希望に応じた多様なライフスタイルが実現できる地域づくりと、UIターン等により若者がしっかり地域に定着し、子どもから高齢者まで住民が生き生きと暮らす、人にやさしい持続可能な地域づくりにより、心つながる田舎の魅力と都市機能の両方を享受し、海・里山・まちを舞台に求める暮らしが実現できる地域の実現を図る。

ウ 南丹地域

(現状と課題)

南丹地域は、京都府のほぼ中央部に位置し、亀岡市、南丹市及び京丹波町の2市1町からなる。人口は約13万人で、面積は約1,144 km²と府全体(4,612 km²)の約25%を占めており、東は京都市と滋賀県高島市に、西は福知山市、兵庫県丹波篠山市及び大阪府豊能郡に、南は大阪府高槻市及び茨木市に、北は綾部市及び福井県大飯郡にそれぞれ接している。

北東側に急峻な山間地域が連なり、いわゆる京都の屋根が形成され、北西側にかけては高原地域となっており、南側は桂川流域に沿って平坦地が開け、亀岡盆地をはじめとする広大な耕作地が広がっている。

また、東側は京都丹波高原国定公園に指定され南丹市美山町東部の芦生地区の広大な原生林や長老ヶ岳と一体となった森林景観を有する。

京阪神地域の大都市地域にも近接しており、環境やものづくり、建築、医療等様々な専門分野にわたり特色ある大学や大学校等が集積し、また高い技術力を有する多種多様なものづくり企業立地も進展しているほか、産学公連携により産業イノベーション等を進めるため、京都先端科学大学にオープンイノベーションセンター・亀岡が設置されている。

農林水産業においても京のブランド製品の農産物出荷額が府内の約4割、畜産物産出額が推計で府内の約6割を占める。また、森林面積が82%を超える自然豊かな地域で、府内で最も林業が盛んな地域でもある。

さらに、JR山陰本線(嵯峨野線)や京都縦貫自動車道等の交通網整備による利便性の向上と、これに伴う企業立地の進展により、移住者が増加している状況にある。

南丹地域は、伝統ある郷土文化や芸能などの文化財、保津峡やるり溪、かやぶきの里をはじめとする地域資源を数多く保有している地域であるが、近年では、自然の地形を生かしたサイクリングやツリークライミングなどのアウトドアスポーツが盛んで、京都スタジアムや丹波自然運動公園などを活用し、スポーツに親しめる場を提供することにより、健康づくりとスポーツの振興を進めている。

一方で、高齢化が府全体を上回るスピードで進展していることから、労働力人口の減少や地域コミュニティの担い手不足等が深刻になっており、地域の活力の維持・発展が困難になるとともに、農林水産業では、新規就農者や後継者の確保・育成が大きな課題となっている。

加えて、桂川の上流域で、過去に氾濫が繰り返され、多くの被害をもたらした歴史があることから、近年の台風や豪雨等による自然災害が多発している背景を踏まえ、日吉ダム完成以降においても、引き続き河川整備の推進が必要である。

(基本方向)

南丹地域の農業においては、京丹波産キヌヒカリ、黒大豆、小豆のほか、ブランド京野菜など日本を代表する京都丹波の農畜産物の生産拡大と品質向上や、スマート農業による農作業の省力・軽労化等を推進している

また、担い手が不足し今後の営農が危ぶまれる地域農業の維持・発展のため、集落営農組織や農企業者等が取り組む加工・販売や、これらの法人化や複数集落間の営農体制の組織化を支援する。

産業では、京都先端科学大学に設置されているオープンイノベーションセンター・亀岡による企業等の人材育成・リカレント教育との連携や、地域の企業や高等教育機関等との産学公連携を進め、AI や IoT 等の先端技術に対応できる人材や、地域の農林水産資源を生かしたものづくり、伝統技術等を活用したものづくりなど様々な分野に関わる人材の育成・確保を支援する。

林業においては、CO₂吸収などの森林の公益的機能の増進を図るため、間伐だけでなく、皆伐・再造林など、伐って、使って、植える循環型の森林整備を推進する。

また、京都府立京都スタジアムや京都トレーニングセンター等との連携を進め、地域の豊かな食や自然も生かした日本有数のスポーツ健康エリアとしての基盤を生かし、健康長寿の地域づくり、スポーツ&ウェルネスに関する産業集積を目指す。

さらに、広大な山間地域と桂川、由良川の一級河川を有することから、今後も土地利用と一体となった河川改修等の流域治水の取組を計画的に進めるなど、土砂災害防止対策の推進を図り、安心・安全な京都丹波づくりを進める。

これらの取組を通じて、就労や子育ての環境整備により、移住・定住を促進するとともに、豊かな食や自然・歴史文化、スポーツを生かした森の京都・京都丹波ライフスタイルの浸透を図り、来てよし・観てよし・住んでよし 交流人口・関係人口 1,000 万人超の賑わいと活気ある京都丹波の実現を図る

エ 京都市域

(現状と課題)

京都市域は、京都府の南部に位置し、人口は約 147 万人で、面積は約 828 km²と府全体 (4,612 km²) の約 18%を占めており、東は滋賀県高島市及び大津市、西は亀岡市、南は長岡京市、向日市、大山崎町、八幡市、久御山町、宇治市並びに大阪府高槻市及び島本町、北は南丹市にそれぞれ接しており、大阪市域、神戸市域と並び近畿地方の大都市の一つとして都市機能が集積している。

三山等の豊かな自然をはじめ、国宝や重要文化財などの有形文化財、伝統芸能等の無形文化財、神社仏閣、優れた景観及びこれらを形成する建築物や庭園、産業土木に関する遺産、長い歴史に培われた文化、地域コミュニティ、伝統産業、知的財産等の歴史・文化資源や時代の要請に応じて整備された都市施設等の様々な有形無形の蓄積があり、令和 4 年度(2022 年度)には、文化庁が京都市内に移転されたところである。

これらを生かした観光施策により、京都市を訪れる観光客の観光消費額は平成 28 年(2016 年)から 4 年連続で 1 兆円を突破している状況である。一方で、外国人観光客の急増等に伴う一部の観光地・市バスの混雑、民泊等をめぐるトラブル、生活習慣の違いによるマナー違反など、市民生活との調和に係る課題が生じている。

京都市における人口は、国の長期推計では、令和 32 年(2050 年)には、約 124 万人になると推計されている。今後更に人口減少が進むと、人口構造の変化や地域社会における関係の希薄化等により、様々な分野における担い手不足やまちの活力の低下、高齢の親とひきこもり状態にある子が同居する 8050 問題など他者との接触がほとんどない社会的孤立の増加が懸念される。

防災に関しては、歴史の継承をはじめとした地域特性に配慮した防災対策の推進や市民と行政が一体となり都市の防災力の向上に努めている。とりわけ、頻発する集中豪雨に伴い発生する浸水被害に対しては、流域全体を見据えた総合的な治水対策による災害に強い都市の形成を目指し、河川や下水道の整備、森林や農地等の適正な管理・保全、その他の雨水貯留浸透対策の実施により、流域からの雨水の流出抑制を図っている。一方、木造密集市街地や細街路が多く、大規模地震などの災害時には、老朽化した木造建築物の倒壊により道が閉塞し、避難や救助に支障をきたすとともに、延焼が拡大するおそれがあるなど、都市防災上大きな課題を抱えている。

(基本方向)

京都市域においては、保全・再生・創造の土地利用を基本としながら、京都の歴史性や景観など、これまで引き継がれてきた地域ごとの特性を生かして都市の持続性を高めるため、効果的な土地・空間利用や都市機能の配置・誘導を図る。

また、特に、ものづくり産業、商業、住宅の立地誘導については、都市計画手法の戦略的な活用のほか、他の施策とも分野横断的な連携を図ることにより、総合的に進めていく。

あわせて、市民生活と観光との調和を最重要視し、一部地域における過度な混雑の再発防止など、観光の質の向上を図るとともに、観光による経済効果を市域全体に還

元し、地域の文化の継承・発展と幅広い産業の発展、安定した雇用の創出等に波及させることで、府民生活の豊かさの向上につなげる。

ものづくり産業の重要な基盤となる工業の集積地や、知恵産業の創出にも貢献する研究開発拠点では、京都市域の特性である、大学、世界的なものづくり企業及び中小・ベンチャー企業の集積を生かしてオープンイノベーションを促進するため、国際競争力を高める環境整備やものづくり都市を支える活力ある工業地の形成、企業立地支援などを行うとともに、操業環境の保全・向上や生産機能の高度化への対応、まちの強靱性を高める周辺環境の整備改善・誘導などを図る。

また、多様な地域の特性を踏まえ、ものづくりと調和し生活利便が整った居住環境の創出を図るとともに、将来的に整備予定の都市基盤を戦略的に活用することにより、ものづくり産業などの集積地における土地利用を推進する。伝統産業から先端技術産業までの多様なものづくり産業と居住環境が共存し、京都のものづくりを支える地域では、市街地内の緑なども活用し、ものづくり産業の操業環境と居住や農業環境の調和を図ることで、工と住・農が共存できる環境の維持・充実を図るとともに、伝統産業と最先端技術の融合など、地域で受け継がれてきた歴史・文化、匠の知恵や技を生かしつつ、京都のクリエイティブ産業を支える拠点の充実を図る。

市街地内では、多世代が安心・快適に居住できる生活圏の形成に配慮するとともに、住む人がそれぞれのライフステージや働き方に応じて住まい方を選択できるよう、多様な地域の特性を踏まえながら、便利で魅力的な居住環境の形成を図る。豊かな自然と共生する市街化調整区域（都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化調整区域をいう。以下同じ。）などでは、市街化を促進しないことを基本としつつ、自然環境と調和した既存集落などの居住環境の維持・充実を目的とした計画的な土地利用を図る。

あわせて、京都市域で培われてきた濃密な地域コミュニティなどの歴史性・文化性を現す建築物や町並みの保全・再生と、防災性能の強化を両立させるため、密集市街地や細街路等の状況や特性に応じた、袋路等の細街路の整備改善、細街路に面する建築物の耐震性能・防火性能の向上等、市民、事業者及び行政の協働による防災まちづくりの推進を行うことにより、歴史都市・京都ならではの災害に強いまちづくりの実現を図る。

また、京都に移転した文化庁と連携し、観光、産業、科学技術、大学、教育・子育て支援、福祉、環境、まちづくり等、あらゆる政策分野と文化を融合させ、文化を、まちづくりやスタートアップ・エコシステムに取り入れ、戦略的に事業を展開することで、新たに社会的・経済的価値を生み出し、地域の多様なコミュニティの形成や、文化の持続的な継承・発展につながる文化と経済の好循環の創出、日本の文化 GDP の拡大への貢献などにつなげていく。

これらの取組を通じて、少子高齢化、若者・子育て世代の域外転出による人口動向等を踏まえた、経済と都市の活性化に資する新たな魅力や空間の創造、歴史都市・京都が豊富に抱える知恵や既存ストックを最大限に生かしたまちづくり、多様な主体で

のまちづくりを推進するとともに、府民の豊かな暮らしや活動を支え、新たな価値を創造する持続可能な都市の構築を目指す。

オ 山城地域

(現状と課題)

山城地域は、京都府の南部に位置し、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町及び南山城村の7市7町1村からなる。人口は約70万人で、面積は約554㎢と府全体(4,612㎢)の約12%を占めている。京都・奈良・大阪を結ぶ歴史的文化的地域で、京都市・大阪府・奈良県・滋賀県・三重県に接していることから、近隣の大都市との交流も活発である。

一方、今後2030年代前半には、ほとんどの市町村で人口の減少が見込まれており、将来を見据えた総合的な対策が必要である。安心・安全の観点では、いろは呑龍トンネルの整備をはじめとした治水対策や土砂災害対策を着実に進めているが、自然災害は全国各地で激甚化・頻発化している。河川改修や災害対応力を高める道路整備などのハード対策とともに、地域住民の避難行動の促進やデジタル技術の活用など、地域防災力を高めるソフト対策も重要である。

また、山城地域には、個性を持った5つの地域が混在しており、各地域の特性や独自課題に応じたきめ細やかな施策を進めていくとともに、各施策の成果がそれぞれの地域にも波及するよう、相互連携を図ることにより、山城地域全体の発展につなげていく必要がある。

乙訓地域及び京都市近郊地域については、交通利便性の向上により企業が集積するとともにベッドタウンとして発展し、市街地が多く都市的な人口構造を有しており、都市基盤整備や駅周辺整備等市町のまちづくりとの連携による更なる都市機能の充実に求められる。

木津川右岸流域については、新名神高速道路の全線開通に向け整備を進められており、それに併せてICアクセス道路の整備を推進しているところである。また、東部丘陵地においては、山城地域全体の発展を牽引するシンボリックな土地利用の推進と企業誘致を推進する必要がある。

学研都市地域については、世界をリードする研究機関や研究開発型企業が多数進出する一方で、企業立地の促進、物流拠点の誘致・整備をするには新たな事業用地を創出する必要がある。

相楽東部地域については、豊かな自然環境や歴史的文化遺産が存在する一方で、府内でも最も高い人口減少率となっており、過疎、高齢化が進み、今後も更なる人口減少が懸念される。また、道路や鉄道等の都市基盤整備の進捗状況は学研都市地域に比べて緩やかで、住宅開発や企業立地は限定的となっている。

(基本方向)

山城地域では、新名神高速道路の全線開通等によって飛躍的に高まる地域のポテンシャルを大いに生かし、木津川右岸地域や相楽東部地域をはじめ、山城地域の全ての地域で、それぞれの地域が有する魅力を、更に輝かせながら発展していくことを目指す。

施策の推進にあたっては、新名神高速道路の全線開通をはじめ、JR 奈良線の高速化・複線化、北陸新幹線の新駅設置に向けた動きなどのインフラ整備や、大型商業施設や次世代型の物流拠点の整備などのハード面と、お茶の京都、竹の里・乙訓による地域づくりなどのソフト対策を生かし、また、子育てしやすいまちづくりの視点も取り入れながら、その効果を山城地域の更なる発展につなげていくことを目指す。

また、近年、当地域においても、大規模な自然災害が発生していることから、重点的に防災・減災対策を行い、誰もが安心して暮らせる地域を目指す。

山城地域には、今後も一定期間人口増加が見込まれる地域(けいはんな学研都市)や概ね人口が横ばいの成熟しつつある都市地域が存在する一方で、人口減少が続き、高齢化率 50%を超える町が存在するなど過疎・高齢化が進み、今後も更なる人口減少が懸念される地域(木津川右岸・相楽東部地域)が混在している。

このため、各地域で特性が大きく異なっており、それぞれの特性に応じた地域づくりの推進が必要不可欠である。

乙訓地域では、向日町競輪場用地の再整備に伴い、レジャーや憩いの場、スポーツ活動の促進や地域防災の拠点等の機能を併せ持った屋内スポーツ施設の整備を進めるとともに、文化・芸術の力を生かし、アートとテクノロジーを融合させた新たな産業を創造し、起業を促すとともに、次世代を担う起業家や企業の中核を担う人材育成を進めるアート&テクノロジー・ヴィレッジ京都の推進を図る。

また、同地域においては、幹線道路等の都市基盤の整備や、産業の集積に資する計画的な土地利用の推進及び地域と連携した環境にやさしいまちづくりを進めるとともに、京都市内観光との連携強化に取り組む。

乙訓地域以外の京都市に隣接した京都市近郊地域では、都市近郊型農業の振興とともに、新市街地整備や産業集積を進め、多様な産業と住環境との調和がとれたまちづくりを目指す。

木津川右岸地域では、新名神高速道路の全線開通がされた暁には、人流・物流・産業の拠点づくりを進め、国際空港や港湾等とも連携した活気あふれる経済圏を形成するとともに、国道 24 号城陽井手木津川バイパスや JR 奈良線など交通インフラ整備を背景として、豊かな自然に恵まれ誰もが安心して暮らせる生活圏の形成を目指す。

学研都市地域では、デジタル田園都市国家構想を踏まえ、産学公で連携してけいはんな発のスマートシティづくりの推進や、南田辺・狛田地区、木津東地区等の整備促進や海外企業・フードテック関連企業等の誘致を進める。

相楽東部地域では、新名神高速道路や鷲峰山トンネルの開通がなされた暁には、人口減少と高齢化に歯止めをかけ、誰もが安心して暮らし続けられる地域を目指すとともに、コロナ禍の生活様式の変化等による価値観やニーズの多様化から移住への関心

が高まる中、豊かな自然や地域資源を生かした都市・農村交流により、交流・関係人口の拡大を目指す。

このように山城地域の全ての地域で、それぞれの地域が有する魅力を更に輝かせながら発展していくことを目指すとともに、互いに認め合い大切にシ合っテ豊かな人間関係を構築し、恵まれた自然環境や、平城京と平安京の中間に位置する中で培われてきた豊かな歴史や文化が生み出す創造や活力で満ちあふれていくことを目指し、個性豊かなそれぞれの地域が魅力を輝かせ、つながり、更に発展する山城地域の実現を図る。

(3) 利用区分別の土地利用の基本方向

利用区分別の土地利用の基本方向は以下のとおりとする。なお、各利用区分を個別に捉えるだけでなく、相互の有機的な関連性に十分留意し、地域全体の利益を実現する最適な土地利用・管理が実現できるよう調整を図ることが必要である。

ア 農地

農地は宅地への転用や荒廃農地の発生等により減少傾向にあるが、府民生活を支える食料等の生産基盤であることから、耕地利用率や農地の集積率等の向上により更なる食料の安全保障の強化を図りつつ、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保する。

また、不断の良好な管理を通じて土地保全や生物多様性保全等の農業・農村が有する多面的機能の適切な維持・発揮を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。

その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化や水田の畑地化・汎用化等の基盤整備や農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を推進するとともに、担い手の負担軽減のため水路等の保全管理等の地域の共同活動を支援する。

加えて、農業上の利用が行われる区域や保全等を進める区域について、地域の農地の利用・保全等を計画的に進め、農地の適切な利用を確保する。

中山間地域等の条件不利地域における荒廃農地の発生防止など、農地の確保と適正利用の強化を図るとともに、荒廃農地発生等の要因となる鳥獣による農作物被害への対策を進める。

また、農業と他分野の連携による取組等を通じ、複数の地域で支え合い、地域資源の維持や集落機能を補完する体制の構築を図る。市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な保全と利用を図る。

さらに、デジタルや新技術活用の観点からは、スマート農業の加速化による生産性の向上を図るとともに、食料・農業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現し、持続可能な食料システムを構築する。

農地への再エネの導入に当たっては、食料安全保障の観点からも、国内の農業生産の基盤である優良農地の確保や農村地域の活力の向上に特に配慮する。

イ 森林

森林については、2050年カーボンニュートラルや生物多様性保全への対応、府内外の木材の需給動向等を踏まえ、土地の保全、水源かん養、地球温暖化の防止、木材生産、生物多様性の保全等の多面的機能を有し重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進めるとともに自然公園など地域資源を生かした観光誘客を図る。

その際、森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、森林経営管理制度等に基づき、森林の経営管理の集積・集約化を進めるとともに、急な傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進する。

さらに、モデルフォレスト運動を通じて企業や府民など多様な主体による森林の整備及び保全についても促進する。

また、戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えていることから、この機会を捉え、将来にわたり森林がその多面的機能を発揮できるよう、森林資源の循環利用の確立を図ることとし、主伐後の再造林を推進するとともに、花粉症対策として、スギ花粉等の発生が少ない多様で健全な森林への転換を図る。

さらに、都市等において非住宅・中高層建築物、木質バイオマス、改質リグニン等の新素材としての活用などの新たな木材需要を創出することなどにより府内産木材の利用を促進する。その際、多様な主体の連携によって、地域一体の林業活動において、デジタル技術をフル活用する拠点の創出を通じて林業の生産性向上を図る。

都市周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え多様な府民の要請に配慮しつつ、適正な利用を図る。特に、カーボンニュートラルの実現に向けた都市部のCO₂排出削減等に貢献していくため、森林資源の循環利用を進めるとともに、森林経営への資金循環が期待される森林由来J-クレジットを活用したカーボン・オフセットの推進を図る。さらに、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生息・生育する森林等については、その適正な保全を図る。

なお、近年増加している太陽光発電設備の設置に係る開発については、許可基準の適正な運用を通じ、森林の公益的機能を確保する。

ウ 原野等

原野等のうち、湿原、草原など野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。その他の原野及び採草放牧地については、地域の自

然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

エ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、地域における想定を上回る災害リスクへの対応や安全性向上のための河川等の整備と適切な管理、より安定した水供給のための水資源開発、水力電源開発、農業水利施設の整備等に要する用地の確保を図るとともに、予防保全も含めた施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

また、自然環境が有する多様な機能を生かしたグリーンインフラやEco-DRRの取組を推進するため、土砂供給や水質汚濁負荷などに対して流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復を図る。

さらに、自然環境の保全・再生や生態系ネットワークの形成を促進することにより、生物の生息・生育・繁殖環境やまちづくりと連携した地域経済の活性化に資する良好な水辺空間の保全・創出を図る。また、都市における貴重なオープンスペース及び熱環境改善等多様な機能の維持・向上を図る。

オ 道路

道路のうち、一般道路については、地域間の対流を促進するとともに、災害時におけるリダンダンシーを確保し、土地の有効利用及び安全・安心な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図る。

また、予防保全によるメンテナンスへの早期移行を目指すとともに、施設の適切な維持管理・更新等を通じた既存用地の持続的な利用を図る。

なお、整備に当たっては、道路の安全性、快適性及び防災機能の向上に配慮するとともに、希少な動植物の保全や自然環境への影響を少なくする工法を採用するなど環境の保全にも十分配慮することとし、特に市街地においては、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努める。

農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、老朽化した施設の再編・強靱化等の取組を通じて既存用地の持続的な利用を図る。また、農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。

カ 住宅地

住宅地については、人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、住宅周辺的生活関連施設の整備を計画的に進めながら、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図り、良好な居住環境を形成する。その際、地域の状況を踏まえつつ、都市の集約化に向けて居住を中心部や生活拠点等に誘導し、災害リスクが高い地域での整備を適切に制限する。

住宅地の整備に際しては、世帯数が計画期間中に増加すると見込まれるため、土

土地利用の高度化、低未利用土地の活用、空き家の活用・除却を推進し、農地や森林等からの転換は地域の状況を踏まえて抑制を図りながら、必要な用地を確保する。

また、太陽光発電設備の設置による再エネの導入拡大に当たっては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮する。

キ 工業用地

工業用地については、グローバル化や情報化の進展等に伴う工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況及び地域産業活性化の動向等を踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ、国内における企業立地促進の方針等を踏まえた必要な用地の確保を図る。

また、工場移転や業種転換等に伴って生じる工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る。さらに、工場内の緑地、水域やビオトープ等が希少な植物や水生生物等の生育・生息環境となっている場合もあるため、その保全に配慮するとともに、企業等による自主的な取組の促進を図る。

ク その他の宅地

その他の宅地については、市街地の再開発等による土地利用の高度化、都市の集約化に向けた諸施設の中心部や生活拠点等への集約、災害リスクの高い地域への立地抑制及び良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所・店舗用地について、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地の確保を図る。

また、大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や地域の景観との調和等を踏まえ、郊外への無秩序な拡大を抑制しつつ、地域の判断を反映した適正な立地を確保する。

公共施設については、建替え等の機会を捉え、地域の災害リスクに十分配慮しつつ、中心部等での立地を促進させることにより、災害時の機能を確保するとともに、より安全な地域への市街地の集約化を促進させる。

なお、公共施設への太陽光発電設備の設置による再エネの導入拡大を図る際には、地域との共生に配慮しつつ、新築において太陽光発電設備を最大限設置する。

ケ その他（公用・公共用施設の用地、低未利用土地等）

以上のほか、文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設及び厚生福祉施設等の公用・公共用施設の用地については、太陽光発電設備の設置による再エネの導入拡大を図る際には、府民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、地域との共生や環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。

また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空き家・空き店舗等の活用やまちなか

立地に配慮する。

低未利用土地のうち、工場跡地など都市の低未利用土地は、居住用地や事業用地等として適切に再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図る。

荒廃農地は、再生可能なものについては所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地としての活用を積極的に図る。

一方で、様々な政策努力を払ってもなお再生困難な荒廃農地については、それぞれの地域の状況に応じて森林等新たな生産の場としての活用や、自然環境の再生など、農地以外への転換を推進する。

また、ゴルフ場やスキー場等の比較的大規模な跡地は、森林への転換を進めるほか、周辺の自然環境や景観等への影響や災害リスク、地形等へ配慮しつつ、有効利用を図る。その際、近隣地域住民の生活環境と調和するよう、用途や撤退時の対応等を含め地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

コ 沿岸域

沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る。この場合、環境の保全と府民に開放された親水空間としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮する。

また、沿岸域は、陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しており、CO₂吸収源としても期待される藻場等のブルーカーボン生態系など、沿岸域が有する生物多様性の確保を図るとともに良好な景観を保全・再生・創出する。あわせて漂着ごみ対策、汚濁負荷対策を図り、また漂流・海底ごみ対策の推進を図るよう努めるとともに、土地の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を進める。

2 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

地域別の利用区分ごとの規模の目標については、土地・水・自然等の土地資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を生かしながら、必要な基礎条件を整備し、土地全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう、将来人口や各種計画等を前提とした利用区分別の現況と変化についての調査に基づき、利用区分別に必要な土地面積を予測した上で、土地利用の実態と調整し定めたものである。

なお、土地の利用の基本構想に基づく令和 15 年(2033 年)の利用区分ごとの規模の目標は下表のとおりであり、これらの数値は推計値となっている。

計画の基準年次は令和 2 年(2020 年)とし、目標年次は令和 15 年(2033 年)とし、土地の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、令和 15 年

(2033年)において、それぞれおよそ249万人(京都府人口ビジョンによる推計)、およそ122万世帯※と想定した(※国立社会保障・人口問題研究所による日本の世帯数の将来推計(令和6年4月推計))。

また、土地の利用区分は、農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地等の地目別区分とした。

単位：km²・%

| 利用区分 | | 面積・構成比 (令和2年(2020年)) | | 面積・構成比 (令和15年(2033年)) | |
|----------|--------|-------------------------|-----------|--------------------------|-----------|
| 農地 | | 298 (6.5) | | 296 (6.4) | |
| 森林 | | 3,413 (74.0) | | 3,413 (74.0) | |
| 原野等 | | 2 (0.0) | | 2 (0.0) | |
| 水面・河川・水路 | | 143 (3.1) | | 143 (3.1) | |
| 道路 | | 158 (3.4) | | 166 (3.6) | |
| 宅地 | 住宅地 | 258 (5.6) | 165 (3.6) | 265 (5.7) | 169 (3.7) |
| | 工業用地 | | 18 (0.4) | | 21 (0.5) |
| | その他の宅地 | | 75 (1.6) | | 75 (1.6) |
| その他 | | 340 (7.4) | | 327 (7.1) | |
| 合計 | | 4,612 (100.0) | | 4,612 (100.0) | |

※その他：公用・公共用施設、低未利用土地、沿岸域等

ア 農地については、食料の安定供給の観点から一定の面積を確保することから、荒廃農地の発生防止と解消を図ることとし、296 km²程度とした。

イ 森林については、土地保全や水源かん養に重要な役割を果たしており、今後も一定の面積を確保することから、府内産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用を図ることとし、3,413 km²程度とした。

ウ 原野等については、原野を構成する湿原や草原等は生態系の保全上重要であり、一定の保全を図る必要があることに加え、今後、開発により大きく減少する見込みが低いことから、基準年次と同じ2 km²程度とした。

エ 水面・河川・水路については、計画期間中にダムの整備計画等が無いことから、基準年次と同じ143 km²程度とした。

オ 道路のうち、一般道路については、地域創生推進のための地域間ネットワークを構築するとともに、災害時における多重性・代替性の確保のための必要な道路が計画的に整備される予定であり、農道及び林道についても、新たな整備が見込

まれることから、166 km²程度とした。

カ 宅地のうち、住宅地については、空き家等の既存の住宅ストックの有効活用が見込まれるとともに、世帯数が計画期間中に増加すると想定されるため、169 km²程度とした。工業用地については、今後の交通ネットワークの整備等による事業所や物流拠点等の立地動向及び今後の開発予定地面積をふまえ 21 km²程度とした。その他の宅地については、土地利用の効率化・高度化を図ることとし、基準年次と同じ 75 km²程度とした。

キ その他については、荒廃農地や空き地が多様な施策により減少することが見込まれることから、327 km²程度とした。

ク 人口集中地区（市街地）の面積については、人口減少となるものの人口密度は一定程度保たれると想定されることから、268 km²程度とした。

ケ 上記利用区分別の規模の目標については、変動があることも予想されるので、流動的な要素があることに留意しておく必要がある。

3. 2. に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

土地の利用は、この計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域を取り巻く自然や社会・経済・文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要がある。

このため、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるものとする。

なお、この計画は、京都府及び市町村に加え、地域住民や民間企業、NPO、学術研究者等の多様な主体の活動により実現する。

以下に掲げる措置は、これら多様な主体の参加と、各主体間の適切な役割分担に基づき実施するものである。

(1) 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用並びにこの計画や各個別計画による土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と土地資源の適切な管理を図る。

特に、地域が主体となった土地利用を推進するため基礎自治体である市町村の意向を十分に踏まえるとともに、土地利用の影響の広域性を踏まえた地方公共団体など、関係機関相互間の適切な調整を図ることにより、土地利用の総合調整を積極的に行う。

また、この計画の推進を図るため、国土利用計画(市町村計画)の策定に関し地域の土地利用のあり方の検討に資する情報等の提供に努めるなど支援の充実を図る。

(2) 土地の有効利用・転換の適正化

ア 市街地における所有者不明土地等の低未利用土地及び空き家等を含む既存住宅ストック等の有効利用を図る。特に、空き家等については、立地や管理状況の良好な空き家については、多様な利活用を推進する一方、所有者等による適切な管理の促進、空き家の発生抑制、除却等を推進する。また、所有者不明土地については、その発生予防と利用の円滑化を促進するとともに、周辺の地域における災害等の発生防止に向けた管理の適正化を進める。

イ 道路については、公共公益施設の共同溝への収容や無電柱化、既存道路空間の再配分等により、道路空間の有効利用を図るとともに、道路緑化等の推進による良好な道路景観の形成を図る。

ウ 工業用地については、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の戦略的かつ総合的な整備を促進することにより、グローバル化への対応や産業の高付加価値化等を図るとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進める。その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図る。また、既存の工業団地のうち未分譲のものや工場跡地等の有効利用を促進する。

エ 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件等を勘案して適正に行うこととする。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講じる。特に、人口減少下にもかかわらず農地や森林等から宅地等への転換が依然として続いている一方、都市の低未利用土地や空き家等が増加していることにかんがみ、地域の実情に応じ、これらの有効活用等を通じて、農地や森林等からの転換を抑制する。

また、水害被害の軽減など多様な機能を発揮するグリーンインフラや Eco-DRR として都市部の緑地を保全・活用するなど、安全・安心の観点から、農地や森林等の有効利用を促進する。

オ 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、土地の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図る。また、地域住民の意向等地域の状況を踏まえるとともに、市町村の地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る。

カ 農地等と宅地等が無秩序に混在する地域又は混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地等や宅地等相互の土

土地利用の調和を図る。

また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じている地域において、土地利用関連制度の的確な運用等を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の状況に応じた総合的かつ計画的な土地利用を図る。

キ 地域創生の観点から、交通利便性の向上等の地域産業の立地適性の状況変化等を踏まえた、地域の持続性確保につながる産業集積の促進を図るための土地利用転換など、関連する制度の弾力的な活用や必要な見直しを通じて、地域の合意形成に基づき、積極的な土地利用の最適化を推進する。

(3) 土地の保全と安全性の確保

ア 土地の保全と安全性の確保のため、自然災害への対応として、流域内の土地利用との調和、生態系が有する多様な機能の活用等にも配慮した治水施設や砂防関係施設等の整備を通じ、より安全な土地利用への誘導を図るとともに、土地保全施設の整備と維持管理を推進する。また、「災害からの安全な京都づくり条例」(平成28年京都府条例第41号)に基づき、水害・地震・土砂災害などの災害危険情報について京都府マルチハザード情報提供システムによる周知等の積極的な公表を行い、地域の状況等を踏まえ、災害リスクが低い地域への公共施設の立地や、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を進める。さらに、主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの活用や防災教育の体系的な実施、避難訓練等を推進し、災害リスクに対応した安全対策を図る。

イ 京都府府内産木材の利用等の促進に関する条例に基づき府内産木材の利用促進に取り組むことにより間伐及び保育等による森林の整備や森林資源の循環利用を促し、土地の保全等の森林の公益的機能の持続的な発揮に資するとともに、山地災害の発生の危険性が高い地区の的確な把握に努め、保安林(森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項並びに第25条の2第1項及び第2項により指定された保安林をいう。以下同じ。)の適切な配備及び保全管理を行う。

ウ 中枢管理機能やライフライン等の安全性を高めるため、代替機能や各種データ等のバックアップ体制の整備等を推進するとともに、基幹的交通、エネルギー供給拠点、電力供給ネットワーク、通信ネットワーク及び上下水道等の多重性・代替性の確保を図る。

エ 都市における安全性を高めるため、市街地等において、地下空間に対する河川や内水の氾濫防止対策、津波による甚大な被害が想定される地域における拠点市街地等の整備、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、住宅・建築物の耐震化、災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化及び

道路における無電柱化等の防災・減災対策を推進する。

(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

ア 高い価値を有する原生的な自然については、公有地化や法制度に加え京都府立自然公園条例(昭和 38 年京都府条例第 25 号)及び京都府環境を守り育てる条例(平成 7 年京都府条例第 33 号)による厳格な行為規制や保全活動等により厳正な保全を図る。野生生物の生息・生育、自然景観、希少性等の観点からみて優れている自然については、行為規制や保全活動等により適正な保全を図る。二次的自然については、歴史的遺産と密接に結びついた歴史的風土を形成している歴史的な自然環境保全地域の保全や、京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例(平成 19 年京都府条例第 51 号)に基づく保全回復事業の策定、民間・NPO 等による保全活動の促進や生物多様性の保全が図られている区域の保全等を通じて自然環境の維持・形成を図る。

イ 土地には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることも踏まえ、原生的な自然環境だけでなく、京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例による生息地等保全地区を指定するなど農地、荒廃農地等においても希少種等の野生生物に配慮した土地利用や、京都府地球温暖化対策条例(平成 17 年京都府条例第 51 号)に基づく建築物の緑化を推進する。

ウ 森・里・まち・川・海をつなぐことを確保した広域的な生態系ネットワークの形成のため、流域レベルや地域レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進める。また、令和 5 年(2023 年)に設置したきょうと生物多様性センターと連携した生物多様性に関する新たな知見やフィールド検証等を踏まえて、人口減少に伴い利用されなくなった土地等についても自然再生等により活用を推進する。あわせて、市町村、近隣府県等の広域的なネットワークを構築する。

エ 自然環境及び生物多様性に関しては、気候変動による影響を念頭に保全を進めるため、京都府レッドデータブックや京都府レッドデータリストの改訂に係る調査や京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例に基づき、生態系や種の分布等の変化の状況をよりの確に把握するためのモニタリングや、府民の生命や生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスへの影響を把握するための調査・研究を保全団体及び大学と連携し推進する。

オ 水害被害の軽減など多様な機能を発揮するため、保安林等において森林の有する多面的機能を最大限に発揮させるための施設整備や森林整備を実施するなどのグリーンインフラやため池の適正管理、遊水地の確保、霞堤の管理、治山

事業など Eco-DRR として都市部の緑地を活用するなど、広域的な生態系ネットワークの形成に貢献する自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進する。

カ 京都府は、山陰海岸国立公園をはじめ、4つの国定公園、3つの府立自然公園を有し、このような自然公園等の優れた自然の風景地や地域固有の自然生態系、自然に根ざした地域の文化は、観光資源として極めて高い価値を有している。このため、山陰海岸におけるジオツーリズムをはじめとして自然公園等における上質なツーリズムにより国内外の誘客を促進し地域活性化を図ることで、自然環境の保全に再投資される保護と利用の好循環を実現する。とりわけ、自然資源を生かしたエコツーリズムの推進に加え、環境に配慮して生産された産品、地域の自然により育まれた伝統、文化等の活用により、観光をはじめとした地域価値の向上を図る。

キ 鳥獣による被害防止のため、鳥獣の保護・管理を行う人材育成等を推進する。また、侵略的外来種の定着や拡大を防ぐため、防除等の戦略の検討を進めつつ、完全排除を基本として、防除手法等の開発やその他防除に必要な調査研究を行う。

ク 地域におけるカーボンニュートラルの実現のため、「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」（平成27年京都府条例第42号）に基づき特定の建築物等への再エネ導入の義務化や地域共生型の太陽光・バイオマス等の再エネの面的導入、都市における緑地・水面等の効率的な配置など環境負荷の小さな土地利用を図る。また、地域のくらし、まちづくり、交通、インフラ、農林水産業におけるグリーン化の取組や、森林資源の循環利用に向けた取組を進める。

ケ 府民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して法律による規制のほか京都府環境を守り育てる条例により独自に規制し対策を行う。住宅地周辺においては、工場・事業所等からの騒音、悪臭等による府民の生活環境への影響に配慮した計画及び操業とすることを推進する。特に、閉鎖性水域に流入する流域において、水質保全に資するよう、生活排水や工場・事業場排水等の点源負荷及び市街地、農地等からの面源負荷の削減対策や適切な栄養塩類濃度を維持する管理など、総合的な水質改善対策を推進し、健全な水循環の維持又は回復を図る。

コ 循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）をクリーン・リサイクル運動等により推進するなど、持続可能な資源利用を図る。また、発生した廃棄物の適正な処理を行うた

めに京都府ごみ処理広域化プランによる広域化・集約化に関する基本的な考え方を示すなど広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。さらに、京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例（平成 14 年京都府条例第 42 号）等による廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努める。

サ 京都府の海岸である丹後沿岸は、白砂青松等の優れた自然景観を有しているが、冬季波浪などによる侵食が顕著で、砂浜の回復や背後地の防護などが重要な課題となっているため、丹後沿岸海岸保全基本計画に基づき、地域の特性に応じた海岸環境の保全・整備及び適正な利用にも配慮した海岸事業を推進し、防護、環境・景観、親水・利用の調和のとれた総合的な海岸管理を目指す。また、土砂採取に当たっては、環境・景観保全や経済社会活動等に配慮しつつ適切に行う。

シ 美しい自然とのかかわりの中で各地域において歴史と伝統に培われた文化を反映しながら形成されてきた京都の景観について、景観法(平成 16 年法律第 110 号)のみならず、同法を補完し、府民や市町村への支援や啓発施策等を定めた京都府景観条例（平成 19 年京都府条例第 15 号）の運用により、引き続き良好な景観の維持・形成を図る。また、歴史的風土の保存を図るため開発行為等の規制を行う。

(5) 持続可能な土地管理

ア 都市の集約化に向け、地域の状況に応じ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等への誘導等を推進する。また、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるとともに、地域の関係者の連携・協働を通じて、利便性・持続可能性・生産性が高い地域公共交通ネットワークを構築する。さらに、郊外住宅地や周辺集落を含む日常生活を営む身近な地域にも、必要な機能が確保された地域生活拠点の形成を推進する。

イ 食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに土地保全等の多面的機能を適切に発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けて農地の大区画化や水田の畑地化・汎用化等の農業生産基盤の整備や農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を推進する。また、担い手の負担軽減のため水路等の保全管理といった地域の共同活動を支援する。利用度の低い農地については、農地のリース方式による企業の農業参入や、不作付地の解消、裏作作付の積極的拡大等、有効利用を図るために必要な措置を講じる。さらに、農業の雇用創出と所得向上を図るため、農業、畜産及び林業を含めた複合経営のほか、6 次産業化、農泊、ジビエ利活用、農福連携等の多様な地域資源を他分野と組み

合わせて活用する農山漁村発イノベーションの取組を推進する

ウ 森林の有する多面的機能の持続的かつ適切な発揮のため、鳥獣被害対策、路網整備、森林境界の明確化等も進めながら、林業に適している人工林については再造林、間伐等の森林整備を推進するとともに、その他の森林については自然条件等に応じて針広混交林化を図る等、森林資源の適正な利用・管理を進める。

エ 健全な水循環の維持又は回復のため、関係者の連携による流域の総合的かつ一体的な管理、貯留・かん養機能の維持及び向上、安定した水供給・排水の確保、持続可能な地下水の保全と利用の促進、地球温暖化等の気候変動への対応、水環境の改善等の施策を総合的かつ一体的に進める。

(6) 多様な主体による土地利用・管理の推進

土地の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理、京都府及び市町村による公的な役割に加え、地域住民、企業、NPO、行政、他地域の住民など多様な主体が、農地の保全管理活動やモデルフォレスト運動をはじめとする森林づくり活動等の地域価値の維持・向上のための活動、河川・湖沼環境の保全活動等に参画するほか、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付等、様々な方法により土地の適切な管理に参画する取組を推進する。

(7) 土地に関する調査の推進

土地の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、土地利用に関する調査等を推進するとともに、その総合的な利用を図る。

特に、地籍整備による土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化をはじめとして、土地取引、民間開発・土地基盤整備の円滑化等に大きく貢献し、極めて重要な取組である。

京都府においては地籍調査の進捗状況が伸び悩んでいる状況にあるが、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等災害からの早期復旧に資する防災対策を実施する箇所や社会資本整備実施箇所等の公共事業の円滑化に資する箇所を優先的に実施するよう市町村にはたらきかけ、財政支援のほかアドバイザー制度の積極利用や ICT 等を活用した新たな測量技術の導入を促進する。

また、自然環境を保全・再生する土地利用において重要な情報である希少種をはじめとする生物の分布情報は、きょうと生物多様性センターにおいて収集・データベース化を推進し、多様な施策等に活用する。

(8) 近隣府県等との連携

都道府県の区域を越えた行政課題に対応するため、新名神高速道路や山陰近畿自動車道といった高規格道路をはじめ、幹線鉄道、海上輸送等のネットワークの形成や機

能強化に参画するとともに、京都府中部と兵庫県北東部にまたがる大丹波観光の魅力発信をはじめとする広域観光、関西防災・減災プランに基づく広域防災、ドクターヘリの運航等の救急医療などの広域医療等の各分野において、関西広域連合等を通じ、近畿圏及び隣接する府県等との連携を図る。

(9) 計画の効果的な推進

この計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、土地利用・管理を取り巻く状況や土地利用の現況等の変化及びこれらの分析を通じた計画推進上の課題を把握し、この計画がその目的を達することができるよう効果的な施策を講じる。

4 土地利用の調整等

土地利用は、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の設定の趣旨並びに次に掲げる土地利用の原則及び地域設定が重複する地域における土地利用の調整指導方針に即して適正に行われなければならない。

なお、5地域のいずれも設定されていない地域においては、当該地域の土地利用の現況に留意しつつ周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図るものとする。

(1) 土地利用の原則

ア 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域である。

都市地域の土地利用については、良好な都市環境の確保、形成及び機能的な都市基盤の整備等に配慮しつつ、既成市街地の整備を推進するとともに、市街化区域(都市計画法第7条第1項の市街化区域内の農地をいう。以下同じ。)又は用途地域(同法第8条第1項第1号による用途地域をいう。以下同じ。)において今後新たに必要とされる宅地を計画的に確保し、整備することを基本とする。

(ア) 市街化区域及び市街化調整区域が定められている地域のうち、市街化区域においては、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であることを考慮して、市街地の開発、交通体系の整備、都市排水施設の整備等を計画的に推進するものとする。

また、市街化調整区域においては、市街化を抑制すべき区域であることを考慮して、自然地の保全、公共空地体系の整備等を推進するとともに、特定の場合に限り都市的な利用を認めるものとする。

(イ) 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途地域内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準じて行うものとし、用途地域以外の地域においては、土地利用の現況に留意しつつ、都市的な利用を認めるものとする。

なお、都市地域において樹林地、水辺地等良好な自然的環境を形成している土地で環境上不可欠なものについては、積極的に保護し、育成するものとする。

イ 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。

農業地域の土地利用については、農用地が食料供給源として府民の最も基礎的な土地資源であるとともに、土地保全、雨水貯留浸透機能等の多面的機能を有し、良好な生活環境や自然環境の構成要素であることを踏まえ、現況農用地は極力その保全と有効利用を図り、荒廃農地の発生を抑制するとともに、土地の有効利用、生産性の向上等の見地から農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号の農用地区域をいう。以下同じ。）において今後必要とされる農用地を計画的に確保し、整備することを基本とする。

(ア) 農用地区域の土地は、直接的に農業生産の基盤となる土地として確保されるべき土地である。したがって、農用地区域内の農地等については、他用途への利用は、原則行わないものとする。

(イ) 農用地区域を除く農業地域で、農業生産力の高い農地、農業に対する公共投資の対象農地又は集団的に存在している農地は、農業以外の用途への利用を極力避けるものとする。

なお、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を終えた場合には、その調整された土地利用計画を尊重するものとする。

ウ 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林が有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。

森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能を持つとともに、土地保全、水源のかん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を通じて府民生活に大きく寄与していることを踏まえ、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する諸機能が、最高度に発揮されるようその整備を図るものとする。

(ア) 保安林は、その設定の趣旨に即して、原則として他用途への利用は行わないものとする。

(イ) 地域森林計画対象民有林(森林法第5条第1項の森林計画区域に係る民有林で、保安林以外のものに限る。)においては、次に掲げる森林の土地については極力他用途への利用は避けるものとする。

① 地域森林計画において樹根及び表土の保全その他林地の保全に留意すべき森

林として定められた森林

- ② 飲用水・かんがい用水等の水源として依存度の高い森林
- ③ 地域森林計画において自然環境の保全及び形成並びに保健休養のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められた森林
- ④ 地域森林計画において更新を確保するため伐採方法又は林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められた森林
- ⑤ 優良人工造林及びこれに準じる天然林

(ウ) 国有林（森林法第2条第3項の国有林で、保安林以外のものに限る。）については、適正かつ合理的な利用を図るものとする。

エ 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて府民の保健、休養及び教化に資するものであることを踏まえ、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとし、大規模な開発行為その他自然公園としての風景の保護に支障を及ぼすおそれのある土地の形状変更等の行為は、極力避けるものとする。

(ア) 特別保護地区（自然公園法(昭和32年法律第161号)第21条第1項の特別保護地区をいう。）については、その設定の趣旨に即して、景観の厳正な維持を図るものとする。

(イ) 特別地域（自然公園法第20条第1項及び第73条第1項の特別地域をいう。以下同じ。）については、その設定の趣旨に即して、その風致の維持を図るものとする。

オ 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことができないものであることを踏まえ、広く府民がその恵沢を享受するとともに、将来の府民に自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとする。

(ア) 特別地区（自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第46条第1項による特別地区をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨を踏まえ、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。

(イ) その他の自然保全地域については、原則として土地の利用目的を変更しな

いものとする。

(2) 地域設定が重複する地域における土地利用の調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうちの2地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して「1(1)イ土地利用の基本方針」に掲げる土地利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

ア 都市地域と農業地域とが重複する地域

(ア) 市街化区域又は用途地域（市街化区域内の用途地域を除く。以下同じ。）

以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合

農用地としての利用を優先するものとする。

(イ) 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合

土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

イ 都市地域と森林地域とが重複する地域

(ア) 都市地域と保安林の区域とが重複する場合

保安林としての利用を優先するものとする。

(イ) 市街化区域又は用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。

(ウ) 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

土地利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとする。

ウ 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

(ア) 市街化区域又は用途地域と自然公園地域とが重複する場合

自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的な利用を図るものとする。

(イ) 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。

(ウ) 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合

両地域が両立するよう調整を図るものとする。

エ 都市地域と自然保全地域とが重複する地域

- (ア) 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と特別地区とが重複する場合
自然環境としての保全を優先するものとする。
- (イ) 市街化区域又は用途地域以外の都市地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図るものとする。

オ 農業地域と森林地域とが重複する地域

- (ア) 農業地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先するものとする。
- (イ) 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
原則として農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。
- (ウ) 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

カ 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

- (ア) 農業地域と特別地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。
- (イ) 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図るものとする。

キ 農業地域と自然保全地域とが重複する地域

- (ア) 農業地域と特別地区とが重複する場合
自然環境としての保全を優先するものとする。
- (イ) 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合
両地域が両立するよう調整を図るものとする。

ク 森林地域と自然公園地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図るものとする。

ケ 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

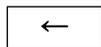
両地域が両立するよう調整を図るものとする。

| 五地域区分 | | 都市地域 | | | 農地 | 業地 | 林地 | 自然公園地域 | 自然保全地域 | | | |
|---------|-------|-------------|-------------|-----|-------|-----|-----|--------|--------|------|------|------|
| | | 市街化区域及び用途地域 | 市街化調整区域 | その他 | 農用地区域 | その他 | 保安林 | その他 | 特別地域 | 普通地域 | 特別地区 | 普通地区 |
| 五地域区分 | 細区分 | 細区分 | | | | | | | | | | |
| | | 都市地域 | 市街化区域及び用途地域 | ■ | | | | | | | | |
| 市街化調整区域 | ⊗ | | ■ | | | | | | | | | |
| その他 | ⊗ | | ⊗ | ■ | | | | | | | | |
| 農業地域 | 農用地区域 | ⊗ | ← | ← | ■ | | | | | | | |
| | その他 | ⊗ | ① | ① | ⊗ | ■ | | | | | | |
| 森林地域 | 保安林 | ⊗ | ← | ← | ⊗ | ← | ■ | | | | | |
| | その他 | ② | ③ | ③ | ④ | ⑤ | ⊗ | ■ | | | | |
| 自然公園地域 | 特別地域 | ⊗ | ← | ← | ← | ← | ○ | ○ | ■ | | | |
| | 普通地域 | ⑥ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ⊗ | ■ | | |
| 自然保全地域 | 特別地区 | ⊗ | ← | ← | ← | ← | ○ | ○ | ⊗ | ⊗ | ■ | |
| | 普通地区 | ⊗ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ⊗ | ⊗ | ⊗ | ■ |

[凡例]



制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。



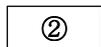
相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先する。



相互に重複している場合は、両地域が両立するよう調整を図る。



土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら都市的な利用を認める。



原則として都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努める。



森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認める。



原則として農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認める。



森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認める。



自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的な利用を図る。

おわりに

令和5年(2023年)に相楽東部地域と京都市域を結ぶ宇治木屋線の鷲峰山トンネルが貫通するとともに、JR奈良線高速化・複線化の第二期事業が終了するなど、府内のインフラ基盤の整備は着実に進展している。

また、京都府に移転した文化庁において令和6年(2024年)3月から業務が開始されたが、これは、名実ともに京都府が「文化首都」となる画期的な出来事であり、京都の都市の格の向上や将来の発展のために大きな意義があるものである。

今後、新名神高速道路等の高速交通網の開通も予定されているが、こうした府域の発展を見据え、総合計画が目指す「あたたかい京都づくり」の実現に向けて、本計画では9つの基本方針を示し、様々な取組を進めることとしている。

コロナ禍によって、人と人との接触機会を減少させる行動変容を余儀なくされた結果、子育て世代の孤立化が課題となり、社会全体で子どもや子育て世代を「あたたかく」見守り支えていくこと、人と人との絆や交流の大切さを生かしていくこと、一方で、デジタル化の進展を踏まえ、テレワークや地方移住といったリモートワークを前提とした新たな働き方や価値観への対応も重要であることが再認識された。

このように社会構造が大きく変わっていく中で、誰もが未来に夢や希望を抱いていくために、コミュニティの重要性を認識しながら、人々の支え合いによる「あたたかい社会」づくりを進めていくことが必要であり、そのためには、土地利用の観点からも、府民・産・学・公・金融機関・労働団体・NPOなどオール京都で取り組むことが必要である。

これらの取組を実現するために必要な土地利用の転換には数十年単位の期間を要する場合も多いため、計画期間を超えた長期的な見通しの上に地域の合意形成を進めるなど、長期の視点から取組を進めていくことが求められる。